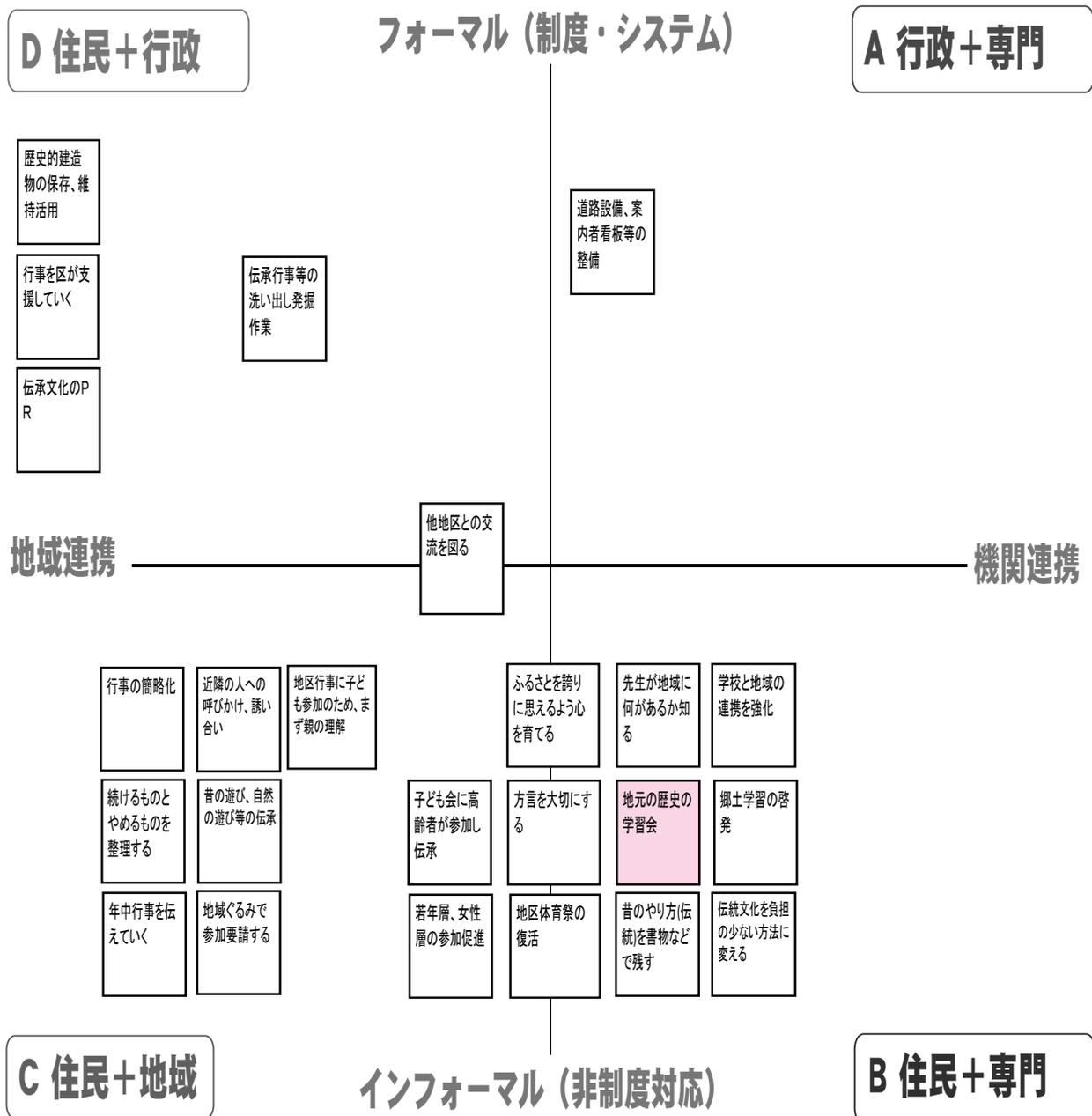


7 地域の財産を活かす

● 理念

地域には過去から現在そして未来に伝えていく有形無形の財産があります。多くの歴史や文化・伝承あるいは自然や風景に彩られた地域は、住民の生活の潤いでもあり、かけがえのない誇りです。掛川市には南に遠州灘をのぞむ砂浜海岸があり、北には茶畑などの丘陵地があり、多様性に富んだ自然環境があります。また、歴史的な文化財が多くあり、その歴史や伝統は今も祭り文化や生涯学習の精神のなかに根づいています。これを永遠に守り育てるためには、不断の努力が求められており、更に次の世代に伝えていくことも地域住民の責務のひとつです。

■ 施策 ①地域の伝統行事や歴史を学び伝えていく活動の推進





市の取り組み

市民自らが郷土の歴史や文化を大切に、誇りと愛着を持って暮らしていくためには、地域の歴史や文化に対する理解をさらに深めることが必要です。歴史的な資源や豊かな自然環境から育まれた伝統や文化は、地域住民の協働によってさらに大きく膨らんでいきます。次世代に受け継いで行くためにも親の世代から子の世代へ、地域から地域へと、地域における文化伝承活動を推進、支援することで地域を再発見するとともに、地域のつながりを強化していきます。

〈地域の伝統行事や歴史を学び伝えていく活動の推進〉

重点施策	主管課	事業内容
各種講座の開設	保健予防課 社会教育課	各種の文化活動に興味を抱くよう、様々な講座を開設し、共に学び、考え、お互いの交流を図ります。
●関連する事業		
【保健予防課】郷土の伝統料理普及事業(健康づくり食生活推進協議会)		
【社会教育課】文化財講座等の開催、考古展・出土文化財展等の開催、野外活動講座、仲よし学校		



社会福祉協議会の取り組み

地域の「文化力」が地域活性化の鍵となります。ひと・もの・歴史においては、福祉、教育など、さまざまな行政機関との連携・協力を図り、地域の特色ある文化資源の再発見や再生のために住民の主体的な活動を支援していきます。

また、未来を担う子どもたちの豊かな人間性と多様な個性の育成をしていくために、住民活動の充実を図っていきます。

〈地域の伝統行事や歴史を学び伝えていく活動の推進〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地域の伝統文化にふれる活動の推進	地域に根差した文化活動をしている団体と、それぞれの特性を活かしあい、機能分担をしながら連携を図り、地域の活性化を促進します。	福祉教育実践校や地区福祉協議会活動との連携により、普及啓発を行い、地域の活力と結びつけていきます。
地域実践活動の支援	地域のニーズにそった活動、仕組みづくりを支援します。	社協事業や地域福祉活動との連携にて支援していきます。



地域での取り組み

地域文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものです。その主役は、地域住民です。文化活動や伝承活動を通して文化力を高め、地域の良さを再発見し、地域を元気にしていきましょう。

〈地域の伝統行事や歴史を学び伝えていく活動の推進〉

人びとの生活の中で愛された地域特有の「ことば」「暮らし方」「知恵」「文化」。その基にあるのは先人から受け継がれた私たちの日々の生活です。このことを忘れることなく、地域に誇りと愛着を持ち、一人ひとりが地域に根ざした活動に参加していきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地域の歴史・伝統・文化を学ぶ活動	伝統行事、文化、暮らしなど、地域住民が地元史にふれ、地域の魅力の新たな発見や再確認をし、末永く文化の伝承が継続されるよう、活動や学びの場づくりに取り組んでいきましょう。
	例) 地域の歴史にふれる機会、地域文化の担い手づくり、報徳学習 地元講師による歴史を学ぶ講座、歴史ウォーキング
伝統行事・文化の継承	地域の歴史、伝統文化や食文化などを、次世代の子どもたちに伝え、継承していきましょう。
	例) 祭、伝統行事の冊子づくり
先輩地区民と語る会	地域の先輩地区民と交流し、先達の知恵を学んでいきましょう。
	例) 先輩地区民のつどい



あした塾歴史ウォーク
(西山口地区まちづくり協議会)



葛布づくり (達人に学び伝える会)



いとくり祭 (大東)



「松ヶ岡 (旧山崎家住宅)」の清掃活動
(掛川第三地区)



河井弥八記念館のガイドボランティア
(南郷地区福祉協議会)



遠州横須賀街道ちっちゃな文化展



市制50周年祭 西郷局パレード



八坂神社祭典 (中地区)

8 生活を潤す

● 理念

近年、急速に進む社会情勢の変化にともなう新たな福祉課題に対応するため、医療・保健・福祉・介護をさらに充実し、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを実現します。個別のニーズや潜在的なニーズに配慮しながら、サービスを通して、住民一人ひとりの生活の質の向上を目指します。老い、障がい、病いのなかにあっても、地域のなかでサービスを利用しながら普通の暮らしを実現していくことが大切です。そのためには、行政等によるきめの細かいサービス提供のみならず、地域住民の理解と支援が必要です。地域における、身近で日常的な支援が期待されています。

- ### ■ 施策
- ①生活支援サービスの充実
 - ②当事者組織の活動支援
 - ③新たな課題に対応するサービスの創設と充実
 - ④生活困窮者対策の充実

〈市民アンケート〉

Q あなたは、福祉施設や医療・介護のサービス提供事業所の社会貢献や地域貢献についてどのようなことを期待しますか。

⇒20～40代は、「地域における子育て支援」を期待しています。

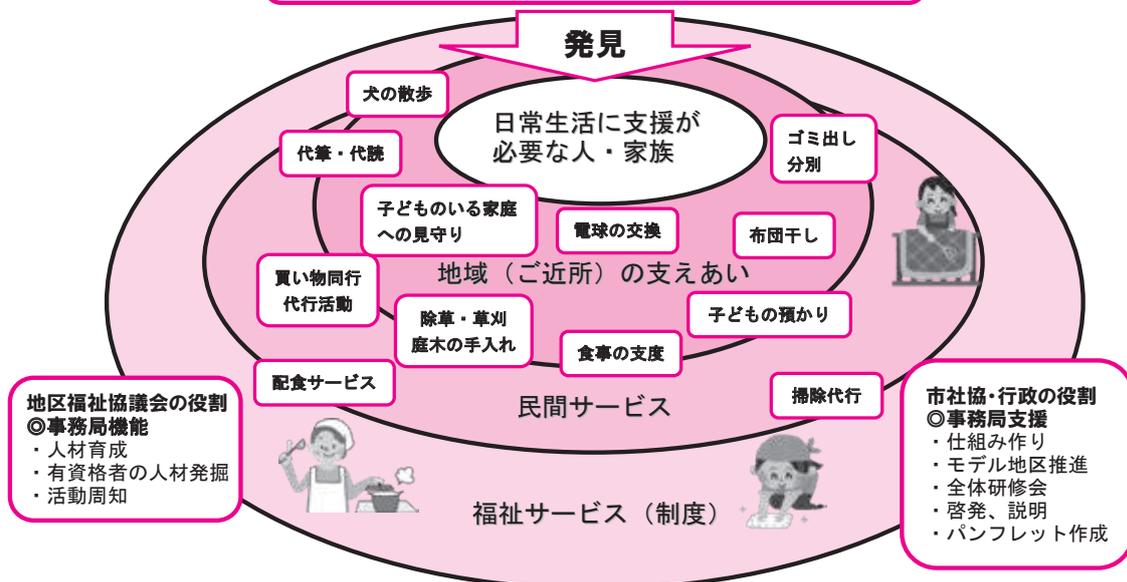
(20代27.1%、30代27.4%、40代21.3%)

⇒65～69歳以上は、「施設を活用した地域住民との交流」を期待しています。

(65～69歳20.7%、70歳以上20.3%)

⑧生活を潤す 家事支援

住民ニーズをキャッチし、支えあいの地域作り

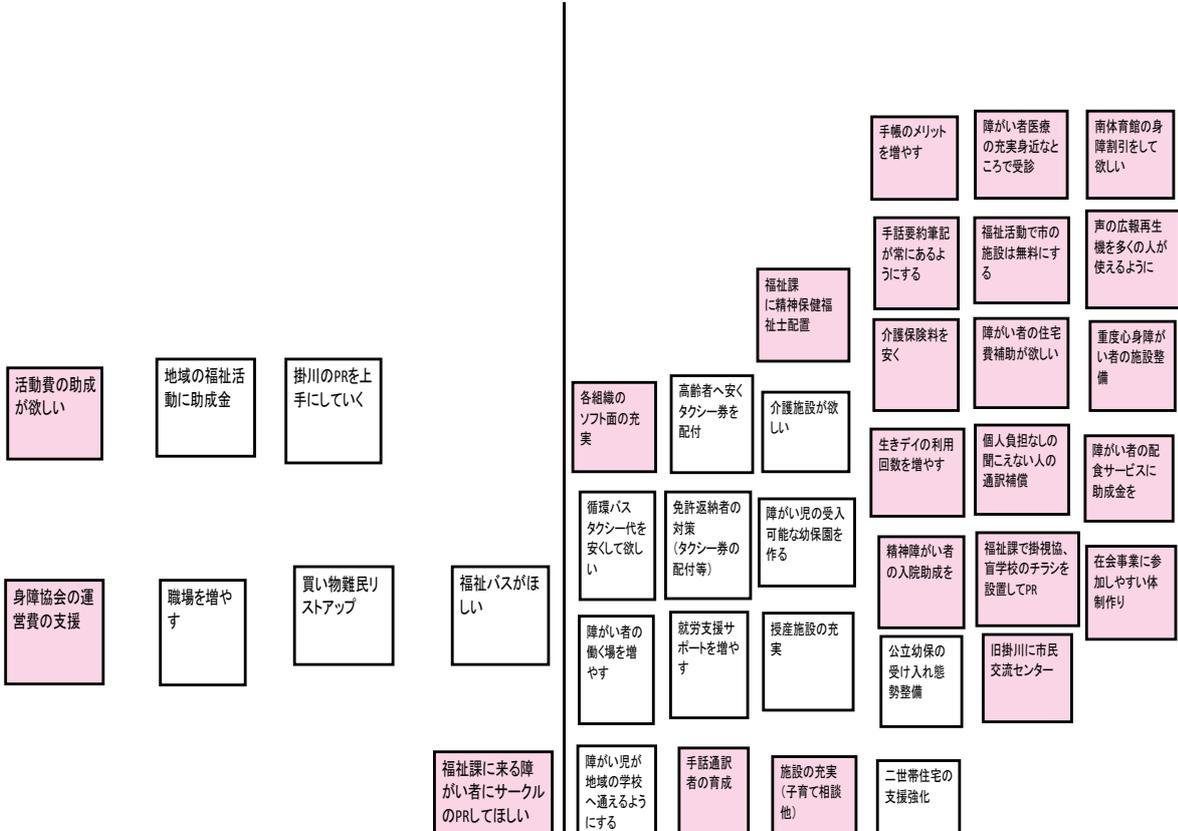


8 生活を潤す

D 住民+行政

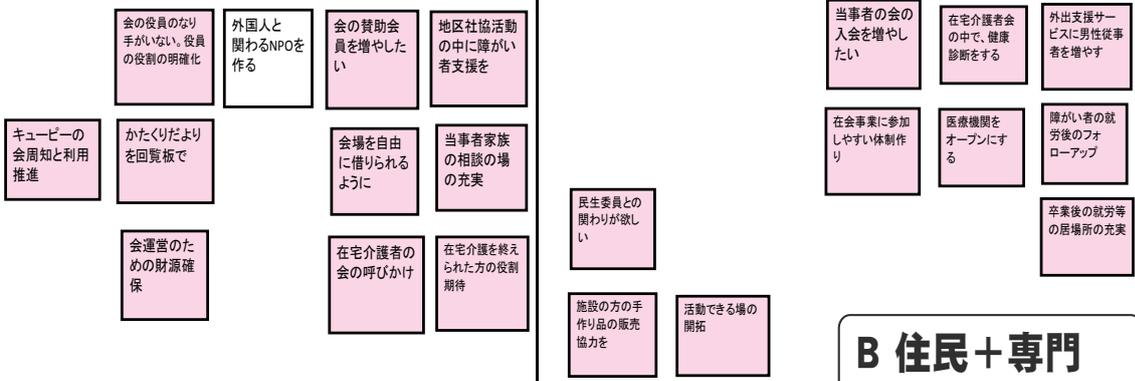
フォーマル（制度・システム）

A 行政+専門



地域連携

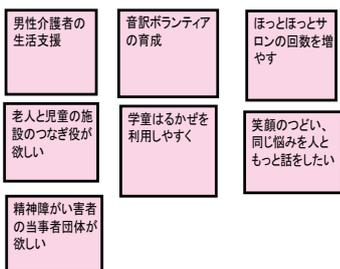
機関連携



C 住民+地域

インフォーマル（非制度対応）

B' 社協





市の取り組み

障がいのある人、高齢者など、誰もが住み慣れた地域で暮らせるためのサービスを利用するには、家族、住民の理解と支援が不可欠です。日常生活をする小地域を単位とした近隣住民やボランティアによる見守り活動を推進するとともに、当事者の組織や活動を支援します。また、在宅医療や在宅介護の推進を図るため、医療・保健・福祉・介護の総合支援を行う地域の拠点としてふくしあの有効活用を検討し、充実を図ります。介護事業者による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様なサービスを提供することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を図っていきます。

〈生活支援サービスの充実〉

重点施策	主管課	事業内容
各種生活支援サービスの充実	高齢者支援課 地域医療推進課 こども希望課 保健予防課 福祉課	小地域における見守り活動や「ふくしあ」の活用により、障がいのある人も、高齢者も、誰もがサービスを利用できるよう、生活支援サービスの充実を図ります。

●関連する事業

【**高齢者支援課**】 寝たきり老人等介護者慰労金支給、紙おむつ購入費助成事業、福祉用具貸与(特殊寝台等貸与)

【**地域医療推進課**】 生活支援に関する調査、各機関からの情報提供と周知

【**こども希望課**】 遺児等の手当、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成、自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進給付金事業、児童手当、こども医療費助成事業

【**保健予防課**】 各種健診(妊婦・乳幼児・骨粗鬆症・肝炎ウイルス・歯周疾患・特定・生保)・がん検診(肺・胃・大腸・子宮頸・乳・前立腺)の実施、各種予防接種

【**福祉課**】 手話通訳・要約筆記者派遣事業、障害者自立支援法に基づく介護給付事業、重度心身障害者タクシー利用料金助成事業、身体障害者運転免許取得費助成事業、補装具給付事業、身体障害者自動車改造費助成事業、日常生活用具給付等事業、紙おむつ購入費助成事業、障害者日常生活支援事業、重度心身障害者医療費助成事業、重度心身障害児扶養手当支給事業、精神障害者医療費助成事業、精神・知的障害者施設通所費助成事業、心身障害者施設機能利用事業、心身障害者扶養共催掛金助成事業、重度身体障害者デイサービス事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度身体障害者訪問入浴サービス事業、難病患者居宅介護等事業、障害者就労支援事業

〈当事者組織の活動支援〉

重点施策	主管課	事業内容
当事者組織の支援	高齢者支援課 福祉課	高齢者や障がい者を介護している家族や近隣の援助者等を対象に介護教室や交流事業を市社会福祉協議会に委託して開催します。家族介護の負担が少しでも軽減できるよう支援をします。

●関連する事業

【**高齢者支援課**】 家族介護交流・家族介護教室開催事業 【**福祉課**】 当事者団体への活動支援

〈新たな課題に対応するサービスの創設と充実〉

重点施策	主管課	事業内容
身近な支え合い体制づくりの推進	地域医療推進課 高齢者支援課	地域で生活に課題を抱えた人を支援する体制づくりの推進を図る。
●関連する事業 【地域医療推進課】総合相談、伴走型支援 【高齢者支援課】新地域支援事業		

〈生活困窮者対策の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
生活困窮者自立支援事業の充実	福祉課	複合的な課題を抱え生活に困窮している者に対し、包括的な支援を実施することにより自立の助長を図る。
●関連する事業 【福祉課】生活困窮者自立支援事業		



福祉車両講習会（社協）



ひきこもり支援事業啓発講演会（社協）



介護教室 在宅介護者の会（社協）



東病院施設見学 在宅介護者の会（社協）



社会福祉協議会の取り組み

だれもが住み慣れた地域で家族や近隣の人たちとともに安心して生活できる地域社会を目指します。介護保険制度の改正、ひきこもりや生活困窮など新たな生活課題に対応するために、児童、障がいのある人、高齢者などの分野を超え、総合的に身近な地域を単位として、きめの細かい支援体制を推進していきます。

また、事業者として、介護保険事業、障害者自立支援事業に取り組みつつ、行政からの受託事業と社協独自事業、そして、住民主体の支えあい活動を組み合わせて豊かな地域生活の実現を図ります。

〈生活支援サービスの充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
介護保険・居宅介護支援事業	適切な介護サービス等が受けられるよう、関係機関との連携を図り、社会資源の活用により、きめ細やかなケアプランを作成していきます。	関係機関と連携を図り、社協内の専門職ネットワークを強化して総合的な支援を図ります。
介護保険・訪問介護、介護予防訪問介護事業	利用者が在宅で自分らしく生活できるような支援を行います。	介護職員の資質向上を図り、社協内のネットワークを活用して総合的な在宅支援を行います。
自費対応訪問介護事業	介護保険で対応できない部分を自費対応で利用者が必要とする支援につなげていきます。	利用者の利便性を考慮した支援体制を構築します。
障害者・障害児居宅介護給付事業	総合支援法に沿って、サービスの資質向上と提供体制の強化を図ります。	ヘルパーの人材確保を計画的に行います。民間事業所の参入が著しい為、選ばれる事業所を目指し、質の向上を検討していきます。
特定相談支援事業	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、総合的な支援に配慮しサービス利用計画の作成をしていきます。	利用者の生活全般の支援をし、より自立した生活を目指すため必要時にケース会議の開催をし関係機関との情報共有をし適切なサービスのマネジメントをしていきます。
障害児相談支援事業	利用児の有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、サービス利用計画の作成をしていきます。	関係機関との連携をとり保護者が安心して養育できるように支援をしていきます。
同行援護事業	視覚障がい者の安全な外出支援、情報提供、代筆支援をしていきます。	安全に移動支援し、多くの情報提供をしていきます。 利用者の依頼に対応できるよう同行援護従事者の資質向上に努めます。
移動支援事業	障がい者または障がい児に対し、社会参加を目的とする外出の支援をします。	障がい者の外出を安全に行い、希望する外出に対応をしていきます。ガイドラインの見直しについては居宅部会にて問題提起し見直しの検討を促していきます。

〈当事者組織の活動支援〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
在宅介護者の会への支援(事務局)	在宅で家族を介護する介護者の会への活動支援、情報提供をします。	介護経験者の協力を得て、会の支援をしていきます。各機関と連携して、会の周知をしていきます。
認知症介護家族の組織化への支援	認知症介護家族の組織化に向けた検討や情報提供をします。	笑顔のつどいを通して、参加者の交流を図り、組織化に向けた支援をしていきます。
精神障がい者の組織化への支援	精神障がい者の当事者組織検討や、就労・社会参加に向けた当事者の活動を支援します。	当事者間の横の繋がりを深め、組織化に向けた支援を、関係機関と連携しながら進めていきます。
当事者団体への活動支援	福祉サービスを必要とする当事者団体が、活動や運動の充実を図るため、また地域で有効に機能するための支援体制を検討します。	当事者団体のニーズ把握に努め、活動の活性化に繋がる支援をしていきます。

〈新たな課題に対応するサービスの創設と充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) ひきこもり者支援事業	関係機関との連絡会、学習会、サロン、講演会を実施し、ひきこもり者とその家族の支援をしていきます。	市民へのひきこもり者に対する理解啓発を進めていきます。 各ふくしあや関係機関による連絡会を設置し、連携して支援を図ります。 人材育成に取り組み、充実した相談体制を充実していきます。
(新) 地域における家事支援の体制づくり	地区福祉協議会と共に、地域住民による具体的な支え合い活動の体制づくりを支援していきます。	事業パンフレットを作成し、啓発活動に努めます。 モデル地区を募集し、各地区に取り組みが広がっていくよう支援します。

〈生活困窮者対策の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) 生活困窮者自立支援事業(受託事業)	自立相談員や家計相談員を配置し、生活困窮者の抱える多岐にわたる課題に対し広く相談に応じます。また、家計収支全体の改善を図るためきめ細かな家計相談をします。	各ふくしあや関係機関と連携を図り、世帯の自立に向けた支援をしていきます。 ハローワーク等への同行支援などの就労を支援していきます。 社会資源を活用し、本人の課題解決に努めます。



地域での取り組み

潜在的な福祉ニーズが存在することを意識しながら、公的サービスだけでなく、生活の質や共感を大切に活動やサービスが、地域において活発におこなわれるように考えていきましょう。介護保険制度の改正や新たな生活課題に対応するために、地域でできることを考えていきましょう。

〈生活支援サービスの充実〉

住民が、地域での自立した生活に向けて、積極的に制度を学び、より適切なサービスを利用できるようにしましょう。また、公的なサービスでは不十分な部分を、住民活動としてできるように進めていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
医療・保健・福祉・介護サービスの利用普及	家庭で役立つ医療・保健・福祉・介護に関する学習会や講座を実施して、適切なサービスを利用しましょう。また、学習会や講座を工夫して、介護予防につなげるよう地域で取り組みましょう。 例)学習会や講座の実施、出前講座の活用
地域ニーズに即した住民参加の活動の促進	地域のニーズ把握のための情報交換会を実施し、ニーズの高いボランティア活動から取り組みましょう。 例)情報交換会の実施、ニーズの高いボランティア活動 地域配食サービス、高齢者のための通院車運営 家事支援ボランティア
在宅福祉サービス推進活動	より使いやすいサービスの推進のため、利用者側(住民側)からサービスを見直し、必要に応じて、意見提案をしていきましょう。 例)利用者側からのサービスの見直し

〈当事者組織の活動支援〉

当事者のニーズを理解し、支援していく活動を進め、地域で活動する諸団体と共に、当事者の社会参加の障壁になっているものを取り除いていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地域の当事者組織・団体との連携強化	当事者が主体的に地域活動に参加できるよう、地域の中で呼びかけ、理解を深めていきましょう。 例)地域活動への参加呼びかけ、情報提供活動、ふれあい茶話会



AED講習会
(掛川第三地区福祉協議会)



手話講座
(大淵地区福祉委員会)

〈新たな課題に対応するサービスの創設と充実〉

多様化する地域課題に対し、地域と専門機関が連携協力し、課題解決に取り組みましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
(新) 生活支援コーディネーターと 連携したサービスの創出	多様化する地域課題・ニーズに対して、検討の場を設け、必要に応じてサービスの実施につなげていきましょう。 例) ニーズ調査、生活課題検討会、支えあい活動の実施

【生活支援コーディネーター】

介護保険改正に伴う、新しい地域支援事業の中で、多様な主体による様々な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進する「地域支えあい推進員」。

〈生活困窮者対策の充実〉

生活に困窮している人々にできる範囲で支援を行い、関係機関につなげましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
(新) 生活困窮者支援事業の理解と周知	地域でできる範囲の中で、生活に困窮している人々の支援につながる活動の取り組みを検討しましょう。 例) 地域型フードバンク(※)、地元行事への参加促進



配食サービス (日坂地区福祉協議会)



(※) フードバンク
「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届けている。



通院車運営 (原田地区福祉協議会)



通院車運営 (東山口地区福祉協議会)

9 環境を見直す

● 理念

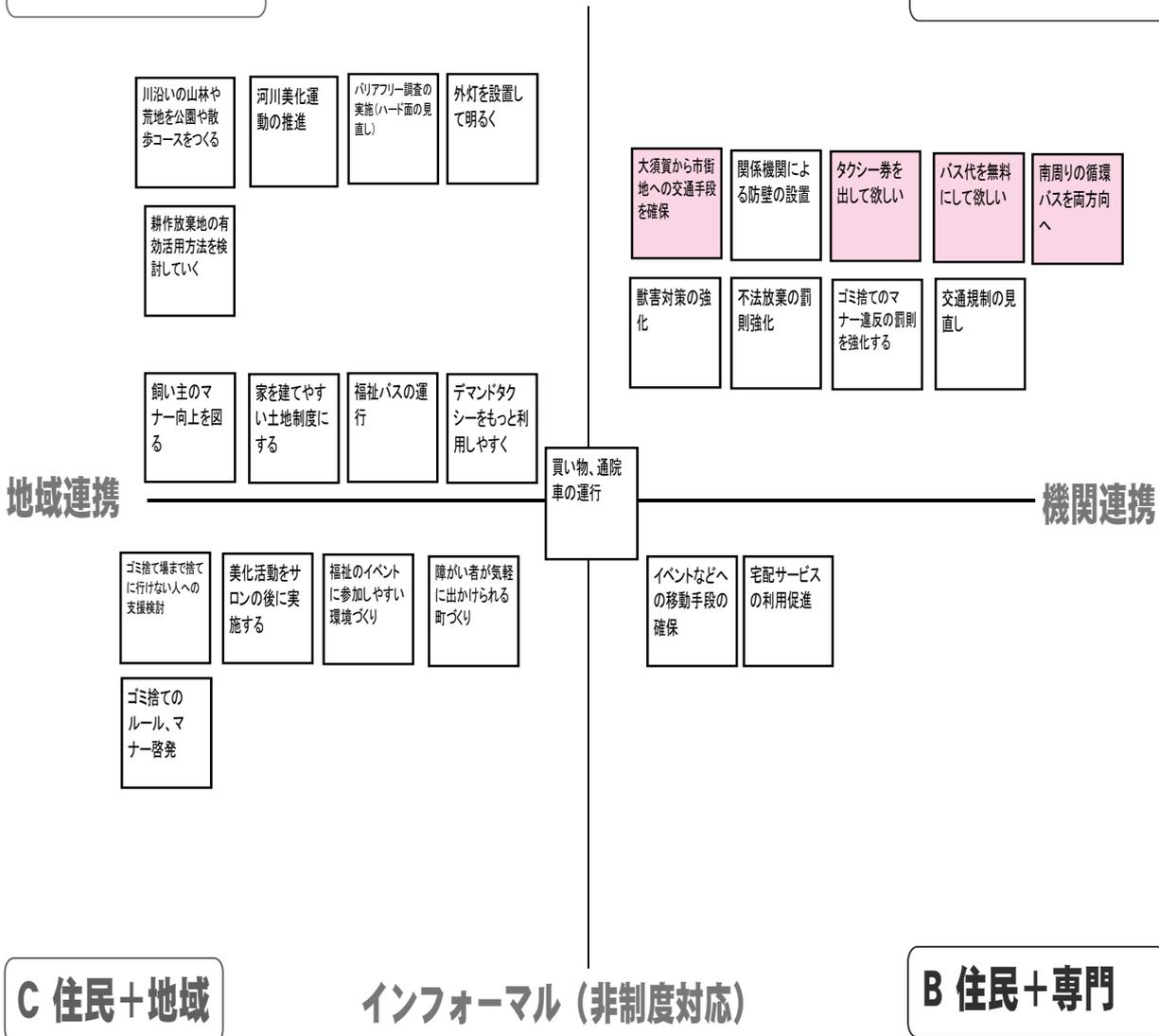
環境は地域そのものです。環境教育をとおして、快適な環境を形成していくための取り組みがいま求められています。個人には家庭や職場を含む身近な生活環境があります。人のつながりや社会的ネットワークや交通システムもまた生活を囲む社会的環境と言えます。快適性、安全性、利便性に富んだ居住環境は、住民の協働と連携を通してはじめて実現していくものです。もの・ひと・自然そして地域が渾然一体となって大きな環境を形成しているとすれば、住民の一人ひとりが身近な環境から見直して、良い環境を次の世代の財産として継承していかなければなりません。

- 施策
- ①ユニバーサルデザインの推進
 - ②外出支援の充実
 - ③環境日本一を目指したまちづくり

D 住民+行政

フォーマル (制度・システム)

A 行政+専門



9 環境を見直す

〈市民アンケート〉

Q あなたの地区で、これからさらに必要とされる地域福祉活動はどのような活動だと思いますか。

⇒在宅医療・介護の活動では、1番に「通院送迎ボランティア」、2番に「地区における介護者の勉強会・サロン活動」が多いです。



クリーンウォーク（小笠山）



貸し出し用福祉車両（社協）



車椅子使用者等用駐車場整備事業
（掛川市役所駐車場）



みらい館ソーラーパネル設置
（NPO法人WAKUWAKU西郷）



海岸清掃ボランティア（大東国安海岸）



市の取り組み

安心・安全で住みやすいまちを実現するため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるとともに高齢者福祉を充実させ、高齢者が孤独にならず、多くの人とふれあい、いつまでも心豊かに暮らしていけるまちづくりを進めます。障がいのある人も、社会経済活動へ参加する機会を平等に与えられるよう、ユニバーサルデザインの推進をします。

また、日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図り、社会参加の促進を促します。

〈ユニバーサルデザインの推進〉

重点施策	主管課	事業内容
ユニバーサルデザインの推進	福祉課 高齢者支援課 土木課	高齢者も障がいのある人も誰もが安全・安心に生活できる施設の整備に努めます。
●関連する事業 【福祉課】 日常生活用具給付等事業 【高齢者支援課】 介護保険制度住宅改修支援事業 【土木課】 上張城西線・杉谷家代線歩道改良事業		

〈外出支援の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
地域特性にあわせた 公共交通サービスの提供	地域支援課	地域の特性や利用者に応じた移動手段が選択でき、市民が使いやすく、効率的な公共交通を目指します。
●関連する事業 【地域支援課】 掛川市地域福祉バス事業、デマンド交通委託事業、市街地循環バス事業		

〈環境日本一を目指したまちづくり〉

重点施策	主管課	事業内容
住みよい地域環境づくり	環境政策課	環境日本一のまちづくりに向け、多様な団体による活動や地域による独自の美化活動を推進します。
●関連する事業 【環境政策課】 環境基本計画実践活動補助金、清掃作業車両借り上げ補助、環境美化運動かけがわ美化推進ボランティア事業、掛川市エコネットワーキングへの支援		



社会福祉協議会の取り組み

すべての人が快適に生活することができるまちにするためには、日常生活の不便さを取り除いていく必要があります。移動手段の確保をはじめ、暮らしやすい住環境・都市環境の設備、障がいに応じたきめの細かい情報を提供することで、より広い分野との連携により、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていきます。

また、ユニバーサルデザインのPRを通して、人にやさしいまちづくりへの意識高揚を図ります。

〈ユニバーサルデザインの推進〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
情報提供活動	人にやさしいまちづくりへの意識高揚として、ユニバーサルデザインの普及に努めます。	先進事例等、具体的な情報提供をしていきます。
地域実践活動の支援	地域等におけるユニバーサルデザインの推進活動が、普及拡大していくよう支援していきます。	学校や地域で、ユニバーサルデザインの学習会や意見交換が実施できるよう、支援をしていきます。

〈外出支援の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
車いす貸し出し事業	通院や外出を目的に、車いすを必要とする人に貸し出します。	必要な人が必要な時に利用できるよう周知活動に努めます。
福祉車両貸し出し事業	車いすを利用している人で交通機関などの利用が困難な人に貸し出します。	必要な人が利用できるよう周知していきます。 各ふくしあへの車両設置を進めます。
外出支援の調整と検討	交通機関の整備状況、生活圏、利用者ニーズ、その実情に応じた外出支援のあり方、方向性を引き続き検討します。	外出支援の在り方や方向性の検討をし、必要性があれば体制整備を検討していきます。

〈環境日本一を目指したまちづくり〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地域実践活動の支援	地域のニーズにそった活動、仕組みづくりを支援します。	地域奉仕活動によるコミュニティ強化を図ります。



地域での取り組み

ユニバーサルデザインを理解し、自ら体験することで、「使いづらさ」や「生活のしづらさ」が発見でき、さまざまな「着目点」(問題)が見えてきます。誰もが安心して暮らすことのできるまち、自由に行動できるまち、わかりやすいまちづくりを目指して、地域でできるユニバーサルデザインを実践していきましょう。

〈ユニバーサルデザインの推進〉

特定な立場ではなく、地域住民すべての人々の立場に立って、ニーズが何であるのかを理解し、あなたのまちのユニバーサルデザインの推進をしましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
道路や公会堂等の点検活動	毎日通る道、地域の人が集う公会堂等を地域の様々な立場の人が一緒に点検し、全ての人が安心安全に利用できる環境をつくりましょう。 例) 公会堂・公民館等の点検、道路のバリアフリー調査

〈外出支援の充実〉

だれもがみんな、同じように地域の中に出かけることができ、「日常生活を営むエリアの中で自由に移動できるようなまちづくり」を進めていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
外出支援ボランティア活動	交通機関、交通手段による外出が困難な地域で暮らす高齢者、障がいのある人などに対し、医療機関への通院など日常不可欠な外出について、地域ぐるみで支援していくことを考えていきましょう。 例) 福祉バス運行、運転ボランティア

〈環境日本一を目指したまちづくり〉

心を癒す人と人とのつながりのある地域環境を目指し、次の世代もまた安心して暮らせるまちづくりを進めましょう。

主 要 事 業	事 業 内 容
ゴミ出し・環境保全の支援活動	地球にやさしい環境を守るため、住民みんなで環境保全のための活動をしていきましょう。高齢や障がいにより活動に参加できない人や、ゴミの分別が困難になった人に対する支援をしていきましょう。 例) ゴミ出し・分別の支援、清掃ボランティア、ゴミ捨てルールの啓発リサイクル活動



くにやす苑の掃除（国浜区福祉委員会）



バリアフリー調査（南郷地区福祉協議会）



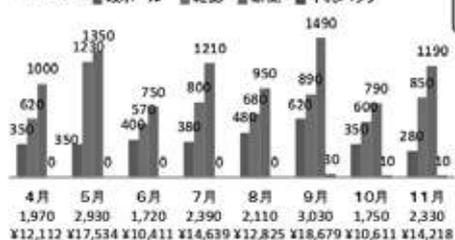
駅の清掃活動（ポッポ屋原谷会）

城西福祉だより

地元に出すことで貴重な財源となります。福祉活動をみんなで支えましょう。

平成27年度古紙回収報告

単位(kg) ■段ボール ■雑誌 ■新聞 ■牛乳パック



いつもきれいに出して
頂いて
ありがとうございます



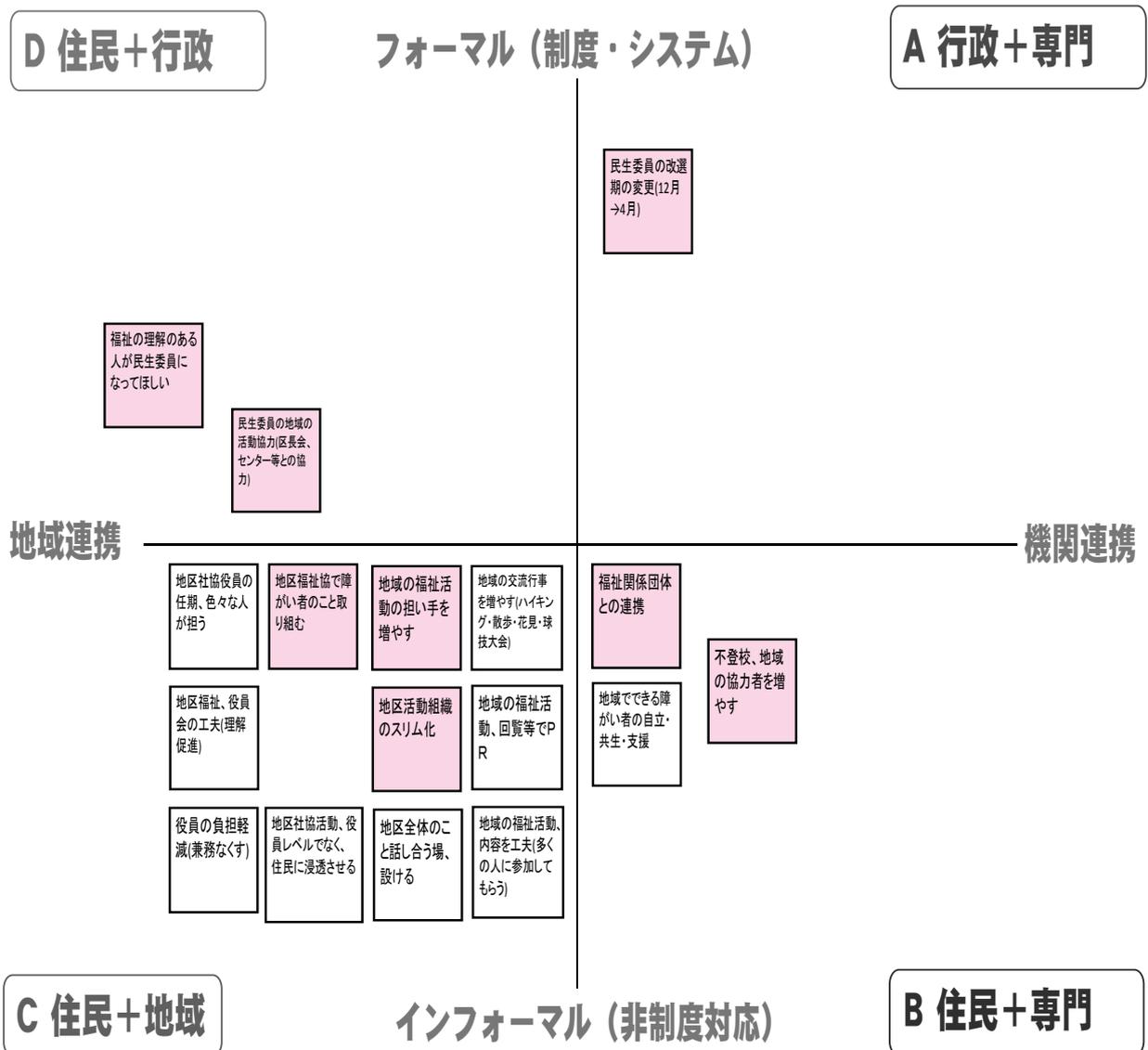
古紙回収活動（城西地区福祉協議会）

10 地域活動をささえる

● 理念

地区まちづくり協議会における地域福祉活動には、住民参加が不可欠です。それぞれの個性を備えた地域で、住民は自由な発想で、行政や社会福祉協議会等の関連機関と相互に協力しあいながら、あるべき方向性や向かうべき目標に向かって活動していきます。異世代や男女が共同参画して、地域をデザインしていく視点や方法を学ぶ機会、体験する場が必要です。さまざまな意見や価値観がある地域だからこそ、互いにそれぞれの立場や考え方を共有していくためのコミュニケーションが住民参加のポイントとなります。

- 施策
- ①地区福祉協議会のネットワーク強化
 - ②地区福祉協議会活動の充実
 - ③地区まちづくり協議会の充実



10 地域活動をささえる

〈市民アンケート〉

Q あなたの地区に、住民による地域福祉活動の組織（地区福祉協議会、地区センター健康福祉部等）があることをご存知ですか。

- ・「名前も活動も知らない」という人は3割です。20歳代の7割（73.0%）、30歳代の6割（59.7%）が知らないと回答するなど、若年層に認知度が低く、60歳以降で認知度が高くなっています。（60～64歳32.3%、65～69歳37.2%、70歳以上76.5%）
- ・居住年数が長くなる程、「名前も活動も知っている人」の割合が高くなる傾向があります。



地区福祉協議会連絡会
先進地視察研修 静岡市駒越地区社協視察



地区福祉協議会連絡会代表者会



地区懇談会（中地区センター福祉部）



地区まちづくり協議会 設立総会

地区福祉協議会の重点取り組み事業

1. 企画委員会の開催・活性化
2. 小地域福祉ネットワーク活動
3. 地域ボランティアの育成
4. 地区懇談会の開催
5. ふれあいいきいきサロンの開催



市の取り組み

自治基本条例を基に住民が自主的に企画し、活動することができるようにまちづくりを協働で進めています。特に住民が自己表現をしていく機会をつくる学習プログラムを考え、企画し、住民と住民、住民と行政、専門機関との協働の活動を積極的に支援していきます。また、地域に福祉活動の基盤ができることで安定した地域福祉の実践活動が可能となるように、地区まちづくり協議会、地区福祉協議会が中心に展開している活動を地域ごとに設置しているふくしあにて支援・推進します。地域で安心して暮らせることを望んでいる高齢者を地域全体で支える体制を確保するため、社会福祉協議会・民生委員と地元自治会等との連携のもとで、住民主体で取り組んでいる「ふれあい・いきいきサロン」や日々安心・安全に暮らせる見守りネットワークの体制づくりを支援していきます。

〈地区福祉協議会のネットワーク強化〉

重点施策	主管課	事業内容
地区福祉協議会のネットワーク強化	福祉課	市民が自主的に参加しやすい企画づくりとともに、地域の特性にあわせた活動組織の充実を支援します。
●関連する事業 【福祉課・地域医療推進課】 地区福祉協議会連絡会への支援		

〈地区福祉協議会活動の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
地域の特性にあった 福祉活動の基盤整備	地域医療推進課 高齢者支援課 福祉課	地域の特性にあわせた福祉活動組織を支援することにより、地域における見守りネットワーク活動を支援します。
●関連する事業 【地域医療推進課】 「ふくしあ」単位での情報のまとめ、他地域の情報提供 【高齢者支援課】 地域はつらつ元気アップ講座、介護予防講座 【福祉課】 地区福祉協議会連絡会への支援		

〈地区まちづくり協議会活動の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
地区まちづくり協議会の活動支援	生涯学習協働推進課 福祉課 保健予防課	地区まちづくり協議会が主体的に実施する健康福祉活動等について、企画立案及び財政的支援等を行い、活動の充実・発展を促します。
●関連する事業 【生涯学習協働推進課】 希望のまちづくり交付金事業 【福祉課】 地区福祉協議会への支援 【保健予防課】 保健活動推進委員会、健康づくり食生活推進協議会の地区活動		



社会福祉協議会の取り組み

住民主体の福祉活動を実現するため、地区福祉協議会の実践活動が、まちづくり協議会の中で、充実発展するよう、組織体制、財政基盤、活動拠点、事業活動の支援などに取り組みます。また、地区福祉協議会連絡会の事務局として、各組織間のネットワークを強化し、市内の地域福祉の活性化につなげていきます。

〈地区福祉協議会のネットワーク強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地区福祉協議会連絡会の運営支援(事務局)	地区福祉協議会相互の情報交換や課題の検討を行い、地域活動の活性化や市社協活動への反映を図ります。	地区福祉協議会の横のつながりを強化し、相互の情報交換、課題検討、役員研修の場として機能するよう継続的に支援していきます。
企画委員長連絡会	地区福祉協議会活動の中心的役割を担う企画委員長が集まり、相互の情報交換や課題解決を図ります。	情報提供・情報交換・課題検討の場として機能するよう継続的に支援していきます。地域間の連携を強化するために、連絡会の開催のあり方を検討していきます。
地区福祉協議会活動状況(地域診断シート)の作成	地区福祉協議会の活動の実績などを整理した地域診断シートを毎年編集し、地域に情報提供します。	毎年発行し、最新の情報を提供していきます。

〈地区福祉協議会活動の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地区福祉協議会の基盤強化に向けた支援	各地域が行う、地区福祉協議会の見直し、強化に向けた作業を支援します。	まちづくり協議会の中で、地区福祉協議会の活動が充実していくよう、社協として地域状況に応じた支援をしていきます。
地区福祉協議会 新任役員研修の開催	地区福祉協議会の新任の役員を対象に、地域福祉活動に必要な研修を開催します。	実践活動で役に立つような研修を継続的に実施していきます。
地区福祉協議会 活動への支援	地区福祉協議会が行う実践活動を支援します。	CSWが地域に足を運び、地域課題の解決に向けて地域に寄り添った支援をしていきます。
地域ボランティア 養成講座の実施	地域福祉活動を支える人材育成を目的として、地区福祉協議会連絡会と共催で養成講座を開催します。	地域ニーズに即した、課題解決に向けたボランティア人材育成のための講座を企画していきます。
地区福祉協議会 助成事業の実施	地区福祉協議会を財政的に支援します。	地区福祉協議会へ助成することにより、地域福祉活動を側面から支援していきます。
地域福祉特別活動 助成事業の実施	地域の先駆的・モデル的事业に対して、財政的に支援します。	地域のサロンや居場所づくりへの支援をしていきます。先駆的・モデル的事业の立ち上げの啓発に努めます。
福祉お助け用品 貸し出し事業	レクリエーション等の貸し出しを行い、地域のサロン活動等を支援します。	広く市民に活用してもらえるように周知し、用品の充実・利用普及・整備に努めます。

〈地区まちづくり協議会活動の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) 地区まちづくり協議会の中 の地区福祉協議会 への支援	地区まちづくり協議会の中の、地区福祉協議会がより充実していけるよう、関係機関との連携を図ります。	地区まちづくり協議会の中で地区福祉協議会の活動が充実していくよう、社協として地域状況に応じた支援をしていきます。



地域での取り組み

地区福祉協議会は、地区まちづくり協議会の中の地域福祉活動の中核として、自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉えていくことが大切です。見えてきた課題を解決するために、地域内外とのネットワークを強化し、みんなのしあわせをつなぐ福祉のまちづくりに、自発的に取り組みましょう。

〈地区福祉協議会のネットワーク強化〉

地域に根ざした実践活動を行う上での拠点となる「地区福祉協議会」のネットワークを強化しましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
企画委員会の開催・活性化	地区福祉協議会の活動が安定して継続して行われるように定期的に会議を開催しましょう。 例) 計画的な地域福祉活動の企画運営、定期的な企画委員会の開催
市内の視察・交流活動の実施	市内の地区福祉協議会と、視察研修や交流の機会を設定し、お互いに学びあいましょう。 例) 視察研修会、実践者交流会、意見交換会
地区福祉協議会 インターネット情報の活用	インターネットを活用して、市内地区福祉協議会活動の情報交換に努めましょう。 例) 情報収集、情報の共有



地域ボランティア養成講座（社協）



地域福祉お助け用品（社協）



保健委員 健康教室

〈地区福祉協議会活動の充実〉

地区福祉協議会を中心として、地域の福祉課題に沿った実践活動を行い、地域福祉活動計画に謳われた住民の役割の実現を目指しましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地区福祉協議会の体制整備	地域の特性、実情にあった、活動しやすい組織の体制を整えましょう。 例) 組織体制の見直し検討、総会の開催、役員・リーダーの育成
小地域福祉活動の充実	小地域の中におけるニーズに応じた支えあい活動を実践していきましょう。 例) 身近な支えあい活動の推進 ちょっとした困りごとへの対応
活動の担い手づくり	地域ボランティア講座・研修会や連絡会を開催し、担い手の確保と育成に努めましょう。 例) 担い手養成の為に研修会、情報交換会、連絡会
住民参加の促進	交流事業、懇談会をとおして、参加の機会を広げていきましょう。 例) 気軽に体験、交流できる場づくり
地区福祉協議会活動財源の確保	自主財源確保、各種助成金等の情報収集に努めましょう。 例) バザー、募金活動、資源回収、共同募金等の助成金の活用

〈地区まちづくり協議会活動の充実〉

各地区で設置されるまちづくり協議会の中で、地区福祉協議会活動をより充実させていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地区まちづくり活動の中の 地区福祉協議会活動の充実	地区まちづくり協議会の中で地区福祉協議会活動をより充実していきましょう。 例) 地区まちづくり協議会へ地区福祉協議会としての参画



希望の丘視察（第一小地区福祉協議会）



先進地視察研修会（桜木地区福祉協議会）



赤い羽根共同募金助成による椅子の購入
（浜野区福祉委員会）



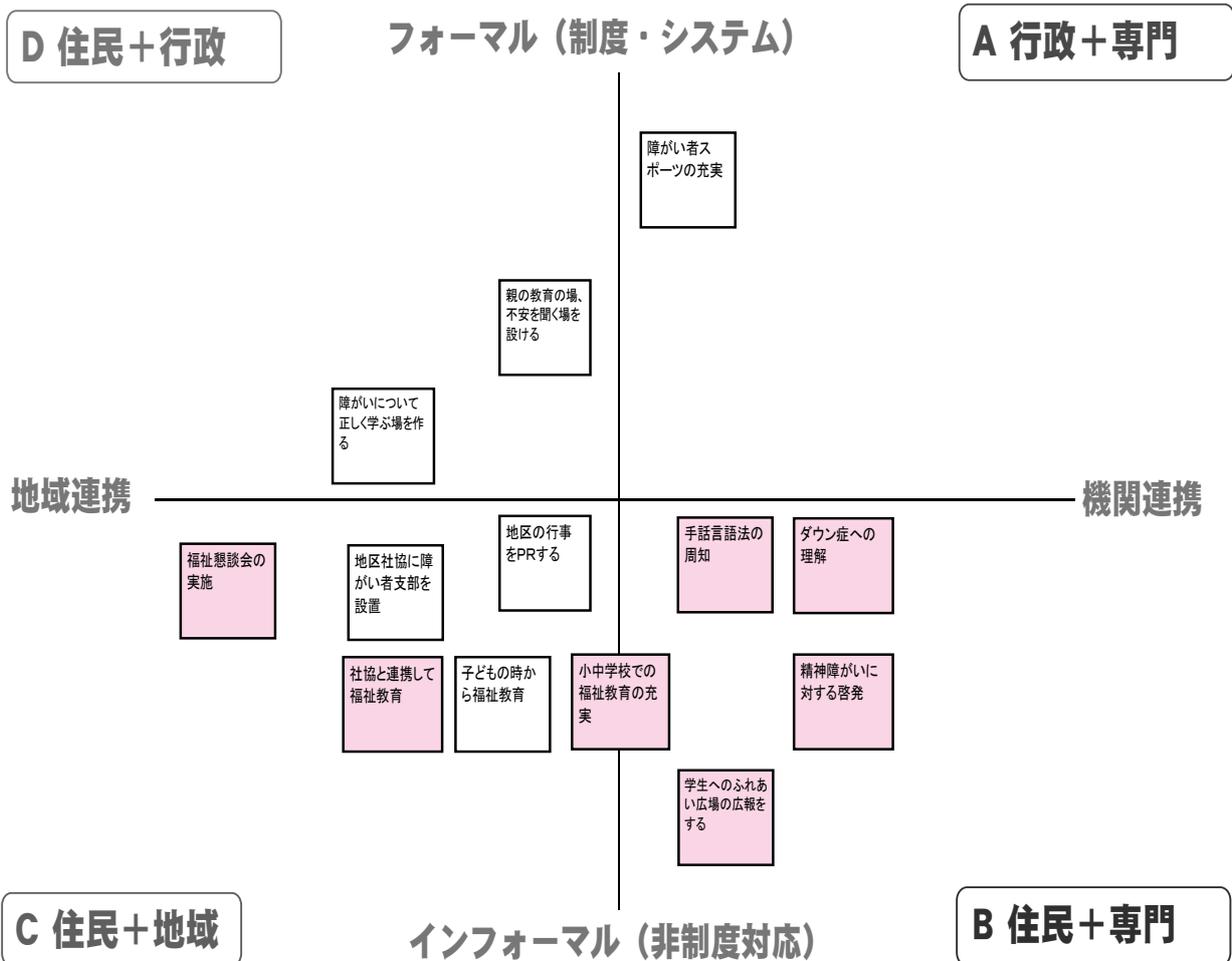
西山口地区子育てサークルへの視察研修
（西郷地区福祉協議会）

11 生涯学習を進める

● 理念

老いること、病むこと、障がいがあることは、特別なことではありません。子育ても介護も身近な日常の風景です。老若男女が世代や性差を超えてともに集い、地域における生き方・暮らし方を学びあい、一緒に汗を流し、活動を続けていくことが今、求められています。差別や偏見は人の目を曇らせますが、学習や体験をとおして理解を深めることで、人権の大切さを身につけることができます。福祉教育は、立場や価値観を認めあい、多様性のある住民参加を実現するための豊かな学びの機会となります。

- 施策
- ① 学校発の福祉教育の充実
 - ② 地域ぐるみの学びの場作り



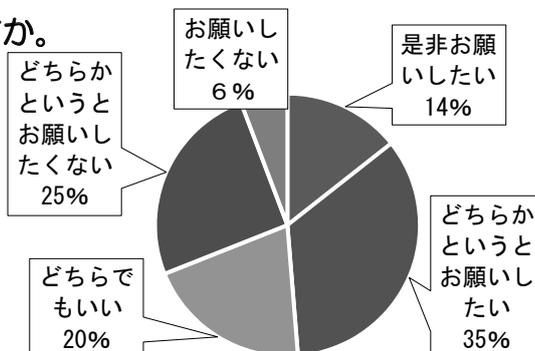
11 生涯学習を進める

〈市民アンケート〉

Q あなたの家族が日常生活で介助や支援が必要になった場合、あなたは、近所の人などから手助けしてもらおうことについてどう思いますか。

⇒男女共に、5割の人がお願いしたいと答えていますが、3割の人は、お願いしたくないと答えています。

⇒お願いしたくない理由としては、近所の人に気を遣うのがいやだから支援を受けたくないという人が7割であり、また65歳以上では、必要性を感じていないと答えた人の割合が高いです。(33.3%)



福祉教育実践校事業（社協）



社会福祉大会（社協）



宅配サンタ（社協）



中学生ふれあい交流（社協）



福祉教育実践校連絡会（社協）



福祉教育実践校事業（社協）



市の取り組み

本市の生涯学習は、一生涯を通じ学習機会をもつことにとどまらず、学習をしつつ、さらに学んだことを人づくり・まちづくりに活かそうとするものです。生涯学習を通じてより充実した人生を送ること、より住みやすいまちを創ることを明らかにするために、生涯学習都市宣言をしました。住民が地域づくりに積極的に参加し、地域において福祉と教育を結びつけ、人権や命についての理解を深めていきます。そして、多様な生涯学習の機会を通して、広い視野をもつ次世代の育成、住民の主体的な地域活動を支援します。

〈学校発の福祉教育の充実〉

重点施策	主管課	事業内容
人権教室事業の充実	福祉課	差別のない明るい社会をつくるため、幼稚園・保育園・幼保園・小学校において人権教室を実施します。
●関連する事業 【福祉課】 人権教室事業、人権擁護委員研究会への支援		

〈地域ぐるみの学びの場づくり〉

重点施策	主管課	事業内容
地域ぐるみの福祉教育活動の推進	保健予防課 福祉課	広い視野をもつ次世代の育成、住民の主体的な活動の支援のため、形式にこだわらず、子どもから大人まで、魅力を感じ参加したくなるような講座や事業を開催します。
●関連する事業 【保健予防課】 禁煙対策事業、地区保健講座(子育て、生活習慣病予防)の実施、地域子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン・子育てサークル・幼保小中学生・高校生の健康教育 【福祉課】 人権講演会の開催、人権啓発事業		



人権教室



社会福祉協議会の取り組み

さまざまな人が暮らす地域において生命の大切さ＝人間尊重を基本として、社会的排除や社会的孤立を防ぎます。お互いにその存在を認めあい、支えあいながら誰もが幸せと感じられる地域を目指して、家庭・学校・地域とともに、福祉教育活動を実践していきます。

〈学校発の福祉教育の充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
福祉教育実践校事業	市内小・中・高等学校全校を福祉教育実践校として指定し、それぞれの学校目標に沿った福祉教育実践を行うために支援します。	学校、地域と協働しながら地域福祉教育を推進していけるようプログラム研究開発を進めます。
福祉教育実践校連絡会 福祉教育協力ゲスト 懇談会	福祉教育実践校の活動を支援するため、実践校・実践協力者との相互連携を図り、福祉教育の推進に努めます。	学校、実践協力者との情報交換や意見交換を行い福祉教育への共通意識を高めます。

〈地域ぐるみの学びの場づくり〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地域出前講座	地区福祉協議会と共催し、住民が参加しやすい会場で、地域のニーズに即した講座を開催します。	地域の福祉課題に合わせ講座の開催を提案し、企画運営を支援していきます。
市民地域福祉セミナー	広く市民向けの地域福祉の研修を行います。	広く市民と共に、地域福祉推進を考えられる機会を提供していきます。 地域福祉に関わる役員以外の参加が増えていくよう、周知方法や企画内容を検討していきます。
精神保健福祉講演会	障がいの中でも特に体制整備が遅れている精神保健福祉分野の理解・普及を図るための講演会を開催します。	市民が精神障がいをもっと正しく理解し、地域に生活する精神障がいのある人が地域活動へ参加しやすいよう促します。
小・中学生 ふれあい交流事業	小・中学生に福祉に関心をもってもらうための機会を提供します。	当事者団体等と連携し、小・中学生が福祉へ関心を持ち、人との交流の中で、学び合える場を提供します。
高校生 ボランティアの育成	高校生ボランティアの育成や活動支援を行います。	高校生の福祉への関心とボランティア活動のきっかけの場を提供します。 地域の中で活躍できる場を紹介していきます。
社会福祉大会	福祉事業、福祉活動にご尽力いただいた個人や団体を表彰するとともに、福祉に関する活動発表や講演を通して、市民の福祉意識の高揚を図ることを目的に、毎年開催します。	若い世代が福祉に関心をもってもらえるような、企画づくり広報の方法を検討していく。 大会開催時の市民ボランティアの募集について検討していきます。



地域での取り組み

子どもの頃から福祉教育を学んできた小・中学生・高校生は、地域の宝であるとともに、実践の力を持つ貴重な担い手でもあります。また、地域に暮らす人が一人でも多く福祉に関心を持ち、地域の中に福祉の理解の輪を広げることが大切です。

地域住民の福祉実践力を高めるとともに、新たな担い手を育てていきましょう。

〈学校発の福祉教育の充実〉

地元の小・中・高等学校で実践されている福祉教育活動の実践の受け皿として地域を開放し、学校と連携を取りましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
福祉教育実践校活動と 地域活動との連携	学校における福祉教育活動と連携し、地域や施設での体験学習などを通して、子どもも大人も福祉の心を育てていきましょう。 例) 学校・福祉施設との連携、交流の場の提供

〈地域ぐるみの学びの場づくり〉

地域の中で大人も子どもも福祉を学ぶことのできる機会をつくり、福祉に対する理解の輪を広げましょう。さらに、学んだことを実践につなげられるよう活動の機会(場)をつくっていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
障がい学ぶ講座の開催	障がいに対する偏見をなくし、障がいについて正しく理解するための講座の開催を企画しましょう。 例) 出前講座の開催、地域の行事等での交流
住民福祉講座の開催	身近な場所で住民が福祉を学ぶことができる福祉講座を開催しましょう。 例) 福祉を学ぶ講座の開催、福祉講演会の開催
小・中学生・高校生の担い手づくり	地域行事や、地域の大人と関わることにより、子どもたちは地域に関心をもつようになります。地域活動やイベントなどで、活躍できる場(役割)をつくっていきましょう。 例) 地域活動やイベントで活躍する場づくり 防災訓練、環境美化活動、文化祭、センター祭りへの参加呼びかけ



子ども福祉委員会 グループホーム見学
(西山口地区福祉協議会)



介護教室 認知症サポーター養成講座
(第一小地区福祉協議会)



地域出前講座 ボランティア研修会
(東山口地区福祉協議会)



小学生向けお小遣い帳の発行
(大湊地区まちづくり協議会)



障がいについての勉強会
(西南郷地区福祉協議会)



認知症講演会 (粟本地区福祉協議会)



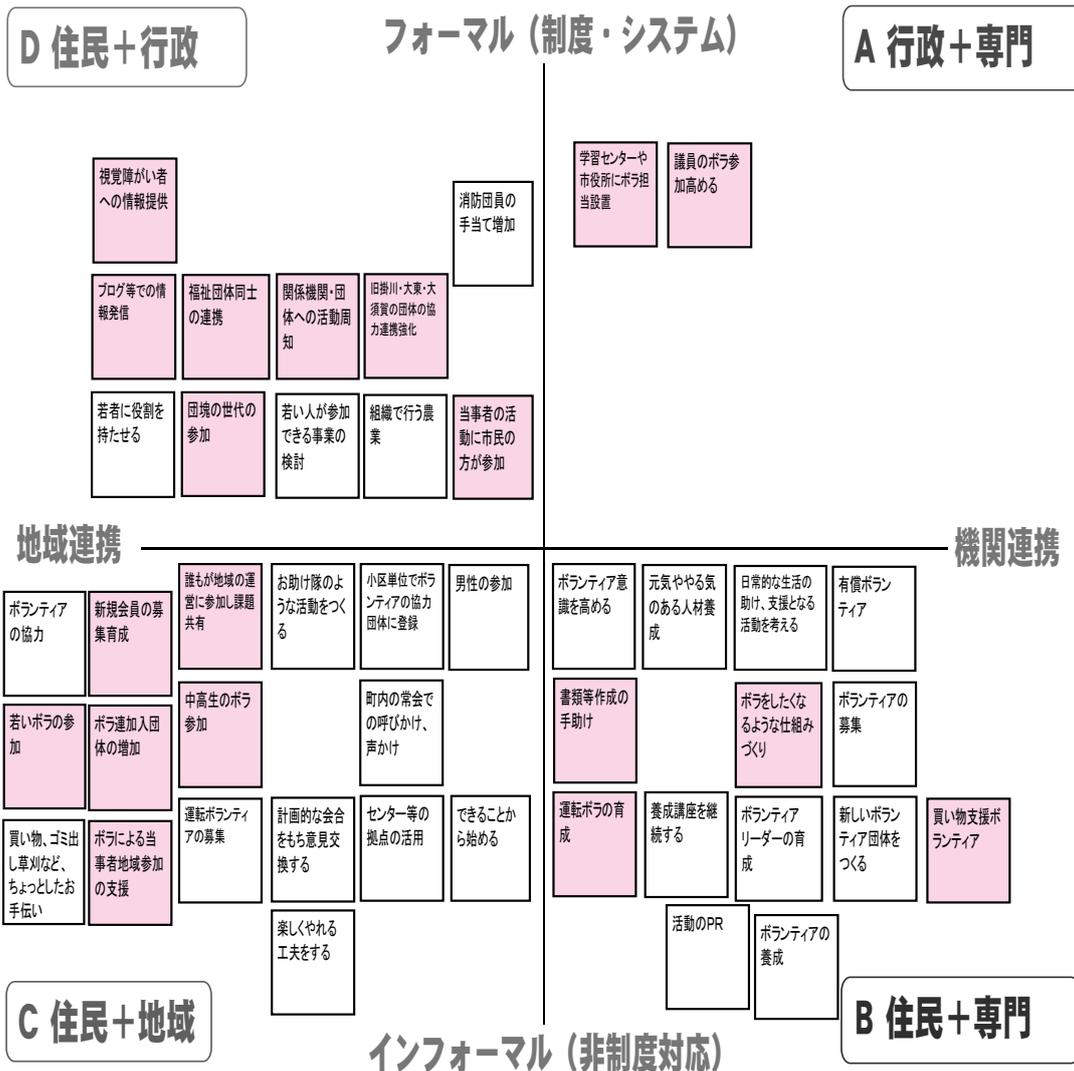
ふれあい交流会
(佐東地区センター健康福祉部)

12 ボランティアのまちづくり

● 理念

ボランティア活動は一人ひとりが主人公として、自らの良心にしたがって声をあげることにより、その一歩を踏み出します。そして一人、二人と増えていく仲間たちは、たとえ考え方や価値観が異なっても、共通のテーマの下で互いに手を携えて活動を広げていくことができます。「学びの体験」を重ねていくことは、地域の課題を理解していくために必要な過程です。ボランティアは、世代を超えて各自が大切な役割を果たしていくために欠かすことのできない住民参加の機会となります。

- 施策
- ① ボランティアの開拓・要請
 - ② ボランティアの活動支援
 - ③ 多様な担い手との連携



12 ボランティアのまちづくり

〈市民アンケート〉

Q あなたの地区で、地区住民のボランティア活動や地域福祉活動が行われていることをご存じですか。

⇒「名前も活動も知っている」と答えた人は、概ね4人に1人であり、男性が高く（男性27.9%、女性22.3%）、60歳以上の人は割合が高い傾向にあります。

（60～64歳28.2%、65～69歳42.6%、70歳以上37.9%）

⇒「名前も活動も知らない」と答えた人は、概ね3人に1人であり、若い世代（20～40代）の2人に1人以上が回答し、40歳代以下に認知度が低いことがわかりました。（20代52.8%、30代65.1%、40代58.7%）



精神保健福祉ボランティア養成講座（社協）



高齢者サロンボランティア研修会（社協）



ボランティア連絡協議会 総会



ボランティア連絡協議会
グラウンドゴルフ交流会

○市内ボランティア数の推移

		H23	H24	H25	H26	H27
登録ボランティア団体	団体数	83	74	68	65	63
	人数	1,438	1,361	1,293	1,178	1,063
登録ボランティア協力団体	団体数	13	10	10	10	10
	人数	12,723	11,187	11,187	10,895	11,132
登録個人ボランティア （特技ボランティア）	人数	35	35	34	34	35



市の取り組み

今後、後期高齢者数の増加に伴う、要介護・要支援認定者の増加が見込まれる中、居場所づくりや介護予防を目的とした地域活動(サロン等)を支えるボランティアの育成が必要とされています。

そのため、平成 29 年度に開始する総合事業への移行に向けて、地域介護予防活動を支援する担い手人材の育成をおこない、人と人のつながりを通じて、生きがい・役割を持って生活する高齢者が増えるよう、地域のリーダーを育成し、住民運営の集いの場を充実させる。

〈ボランティアの開拓・養成〉

重点施策	主管課	事業内容
ボランティアの開拓・養成	高齢者支援課 保健予防課 社会教育課	青年層、壮年層がボランティアに参加しやすいシステムを構築し、ボランティアに参加したいと思っている市民の発掘・養成に努めます。
●関連する事業 【高齢者支援課】 介護予防ボランティア育成講座 【保健予防課】 保健委員修了者等へボランティアの勧奨 健康づくり食生活推進員の養成講座(食育セミナー) 【社会教育課】 中学生ボランティア講座		

〈ボランティア活動支援〉

重点施策	主管課	事業内容
ボランティア活動の支援	福祉課	地域のボランティア活動を大切にしながら、活動が継続的にできるよう支援をしていきます。
●関連する事業 【福祉課】 ボランティア連絡協議会への支援、地区福祉協議会への支援、日赤奉仕団への支援 更生保護女性会への支援		

〈多様な担い手との連携〉

重点施策	主管課	事業内容
多様な担い手との連携	生涯学習協働推進課	地区、ボランティア、市民活動団体及び企業等、多様な担い手との連携を図り、その交流を支援することにより地域福祉活動を充実します。
●関連する事業 【生涯学習協働推進課】 地区まちづくり協議会支援事業、市民活動団体交流事業、市民交流センター運営事業、市民活動推進補助金事業、NPO総合支援事業		



社会福祉協議会の取り組み

ボランティアに対する活動支援を行うとともに、実践者の発掘・養成を行い、多様な人材の福祉活動への参画を図ります。地域住民の福祉課題を把握し、NPOやさまざまな市民活動と連携した、ボランティア活動の活性化を図ります。

〈ボランティアの開拓・養成〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
ボランティア養成講座の実施	さまざまなニーズに対応するためのボランティア養成に向けた各種講座を実施します。	地域の課題、住民の多様なニーズに対応したボランティア養成のための講座を実施します。
青年ボランティアの育成	青年層のボランティア人材を育成し、活動を支援します。	青年層のボランティア活動のきっかけ作りとなる事業実施に努めます。事業終了後、参加者と継続的に繋がる工夫をしていきます。
高齢者サロン ボランティア研修会	高齢者サロンの担い手を育成するための研修会を実施します。	サロンの立ち上げ支援や継続支援に役立つ学習や情報交換等を行います。
精神保健福祉 ボランティア養成講座	精神保健福祉ボランティアの育成を図るための講座を開催します。	精神障がいを正しく理解し、地域で支えられるように、解りやすい講演内容を意識し、当事者の話も講演会の中に取り入れていきます。

〈ボランティア活動支援〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
ボランティアセンターの運営	ボランティア情報を提供し、実践の支援、調整を行うためのボランティアセンターを運営します。	ボランティアセンターのあり方を検討し、活動者、相談者にとって有効な支援を行うことができるよう体制整備に努めます。
ボランティアセンター 運営会議の設置	ボランティアセンターがより活性化するため、広く運営の提言をもらう場としての会議を開催します。	ボランティアセンターの課題を洗い出し、運営会議設置についての検討をしていきます。
ボランティア保険 加入促進	ボランティア実践者が安心してボランティア活動を行えるための保険の加入を積極的に勧めます。	ボランティア保険の普及、加入促進に努めます。
ボランティア 連絡協議会への支援 (事務局)	さまざまなボランティア実践者・グループが加盟するボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア活動の活性化を図ります。	各団体の声を聞きながら活動の活性化につながる支援に努めます。事業を通じ、団体同士の交流・情報交換に繋がります。連絡協議会の在り方を会員と共に検討していきます。

〈多様な担い手との連携〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
市民交流センター等の活動団体との連携	様々な市民活動を展開する団体と積極的に連携を図ります。	行政担当課と協働し、市民活動との関わり方について検討、具体的な連携を図ります。
NPO団体等との連携	福祉ボランティア以外にもさまざまな活動を展開するNPO団体と積極的に連携を図ります。	各種団体との積極的な連携強化に努めます。 行政担当課と連携し、NPO団体等の情報交換に努めます。
企業の社会貢献活動との連携	企業の社会貢献活動の状況を把握し、福祉事業との連携し、企業人に向けた社会貢献活動の啓発と活動を支援します。	市内の企業にふれあい広場、各種ボラ講座等のPRをしていきます。 定期的な意見交換を行い、企業の社会貢献のあり方の共通理解を図ります。



サロン情報交換会（社協）

ボランティア研修会
(原泉地区福祉協議会)レクリエーション講座
(大須賀第一地区福祉協議会)

ふれあい広場の企業ボランティア



地域での取り組み

地域福祉活動を実践するためには、多様な人材の協力・参加が必要です。ボランティア協力者を増やすため、地域に潜在する活動者の発掘や、新たな担い手の養成とともに、関連する実践者との活動の連携を図りましょう。

〈ボランティアの開拓・養成〉

地域福祉活動に参加するボランティア実践者の発掘や登録、連携を図り、実践の担い手の確保に努めましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
地域ボランティアの呼びかけ (登録・組織化)	活動に協力するボランティアを呼びかけ、登録や組織化を図りましょう。 例) ボランティア募集・育成、子どもボランティア活動 地域ボランティアの登録・組織化、地域ボランティアアンケート調査

〈ボランティア活動支援〉

ボランティア実践者の活動を活性化するために、実践者の声を把握し、必要な対応をすることが必要です。

取 り 組 み	活 動 内 容
ボランティア実践者の懇談会の開催	ボランティア実践者の活動を活性化するために、実践者の声を把握し、必要な対応をしていきましょう。 例) 登録ボランティア実践者の集会、懇談会、講師を囲む会 他地区ボランティアとの交流会、意見交換会

〈多様な担い手との連携〉

すべての活動を自分たちだけで抱えなくても、まわりには多くの人材がいます。その人たちと連携を取ることで、活動の幅は大きく広がります。

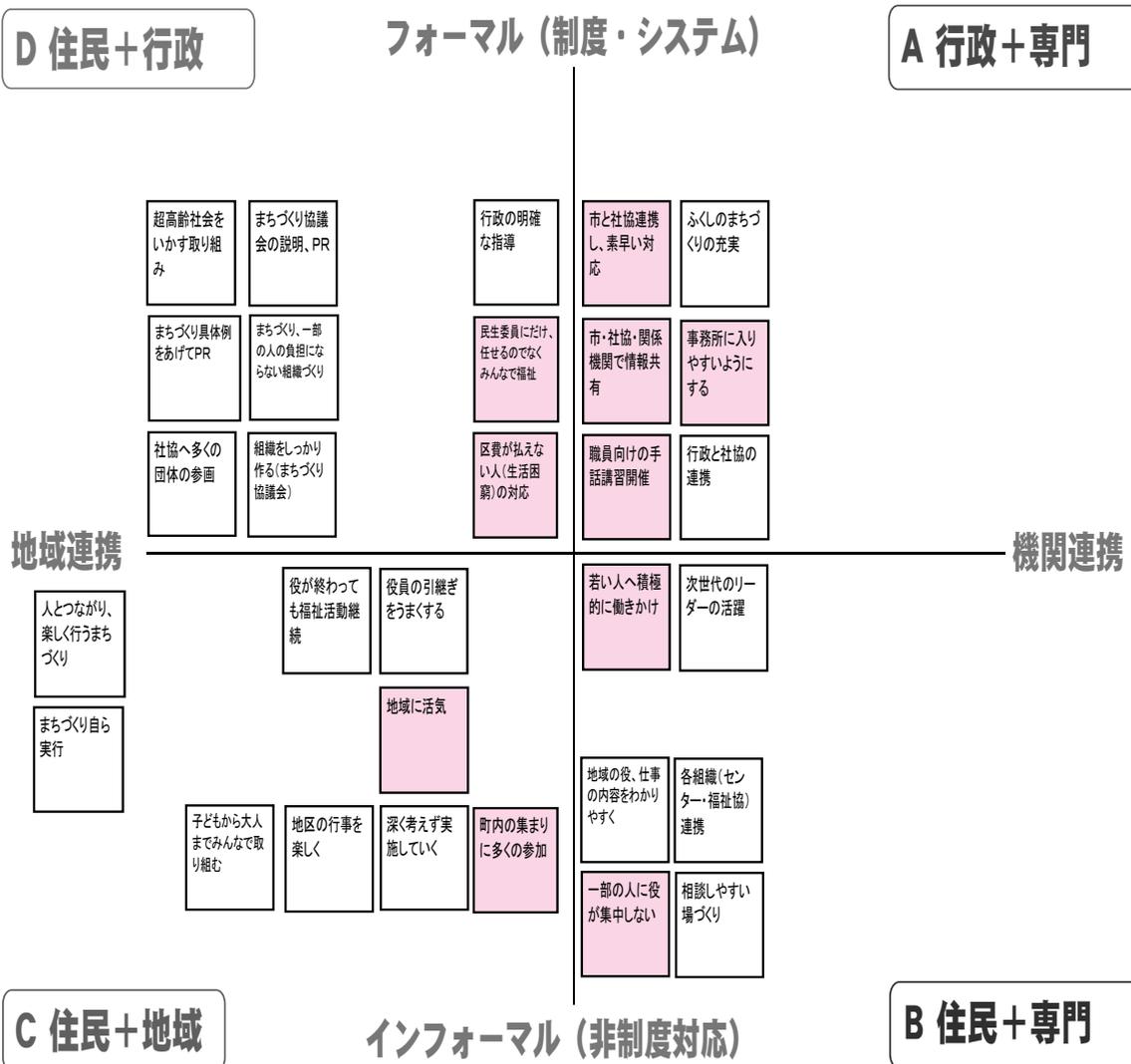
取 り 組 み	活 動 内 容
ボランティア連絡協議会、 NPO実践団体との協力・連携	地域で対応が難しいときには、さまざまな専門知識や技術をもったボランティア実践者が集うボランティア連絡協議会やNPO実践団体と連携をしていきましょう。 例) ボランティア連絡協議会、NPO実践団体との協力・連携
地元企業・事業所との連携	地元企業・事業所は、「平日昼間」に多くの労働人口を抱える社会資源です。企業等の進める社会貢献活動と連携し、災害時の協力体制をはじめ、さまざまな活動における協力関係を築きましょう。 例) 地元企業・事業所等との協力体制の検討

13 地域福祉推進体制の強化

● 理念

住民と行政、社会福祉協議会が三位一体となって、ふくしあを中心に地域福祉を推進していきます。福祉の課題が生ずる地域は、その問題を解決する場所でもありません。地域福祉推進の基盤は、住民参加によって強化されていきますが、既存の住民組織の実践のみならず、新たな活動・組織が生成していく可能性に満ちた地域づくりを目指します。ふくしあを中心に市や社協、各種団体、さらにはNPO法人・ボランティア等も加わって、役割を分担しつつ、大きな連携の輪を形成していきます。また、地域福祉を効率的に推進するために、まちづくり協議会の中で推進体制の構築を図り、地域の社会資源を改めて見直していく必要があります。

- 施策
- ① 地域包括ケアシステムの充実
 - ② 福祉関係機関との連携強化
 - ③ 社会福祉協議会の基盤強化
 - ④ まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制の確立



13 地域福祉推進体制の強化

〈市民アンケート〉

Q 掛川市では、市民の医療・保健・福祉・介護の問題に対して、1か所で相談や対応を行うための施設「ふくしあ」が5つの区域にわかれて設置されています、あなたがふくしあに期待することは何ですか。

⇒1番目に「介護相談」、2番目に「健康相談」、3番目に「生活相談」でした。「健康相談」は、男性にやや高い傾向がみられました。(男性23.7%、女性19.9%)



大東地域の連携を考える会（つなぐ会）



センターまつりにて共同募金への協力
(原田地区福祉協議会)



赤い羽根共同募金



CSW研修会（社協）



大須賀苑による高齢者サロン送迎
(大淵地区福祉委員会)



市の取り組み

地域福祉推進体制の整備は、超少子高齢化がすすむ将来に向けての施策を展開していく上で重要な位置をしめます。福祉資源を有効活用する「福祉の組織化」とおして、住民や当事者の地域活動を積極的に推進します。また、育児・保育に関する相談指導、子育て親子の交流の場の提供等により、子育て家庭の環境改善を図っています。

〈地域包括ケアシステムの充実〉

重点施策	主管課	事業内容
地域包括ケアシステムの充実強化	高齢者支援課 地域医療推進課 保健予防課	「ふくしあ」を中心とした地域包括ケアシステムの充実に図ります。

●関連する事業

【高齢者支援課】包括支援事業、見守りネットワーク事業 【地域医療推進課】各関係機関との連絡調整と支援 【保健予防課】ふくしあ子育て相談での妊婦から高齢者の世代間交流

〈福祉関係機関との連携強化〉

重点施策	主管課	事業内容
福祉関係機関の連携強化	福祉課 高齢者支援課 ほか	市、社協、地区まちづくり協議会、自治会、地区社協、地域生涯学習センターなど各種関係機関との協力関係を強化することで地域福祉の向上を図ります。

●関連する事業

【福祉課】民生委員児童委員協議会、更正保護事業 【高齢者支援課】地域包括支援センター事業
【生涯学習協働推進課】地区まちづくり協議会、区長会連合会、地域生涯学習センター連絡協議会
【子ども希望課】子育て支援センター連絡会 【保健予防課】健康づくり推進協議会、保健活動推進委員会、健康づくり食生活推進協議会、乳幼児処遇検討会、東遠地域自立支援協議会
【地域医療推進課】各種関係機関との連絡調整

〈社会福祉協議会の基盤強化〉

重点施策	主管課	事業内容
社会福祉協議会の基盤強化	福祉課	地域福祉を推進する上で、特にその中核である社会福祉協議会の運営について、行政との連携を通じて支援していきます。

●関連する事業

【福祉課】社会福祉協議会への支援

〈地区まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制の確立〉

重点施策	主管課	事業内容
地域福祉推進体制の確立	福祉課 生涯学習協働推進課	地区まちづくり協議会の中で、地域福祉を推進する組織体制の確立を図る。

●関連する事業

【福祉課】地区福祉協議会への支援 【生涯学習協働推進課】地区まちづくり協議会への支援



社会福祉協議会の取り組み

各ふくしあにCSWを配置し、ふくしあを基点とした地域包括ケアを推進していきます。さらに、ひきこもりや生活困窮など新たな課題に対して有効に対応していくために、社会福祉協議会の基盤強化を図ります。

また、地区まちづくり協議会活動における地区福祉協議会組織のあり方の提言を始め、さまざまな専門機関と連携し、地域福祉を効果的に推進します。

〈地域包括ケアシステムの充実〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
コミュニティソーシャルワーク事業の推進 (受託事業)	各ふくしあにCSWを配置し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。	CSWを配置し、個別支援・地域支援に対応します。 CSWの活動を報告書にまとめ、身近な相談しやすい専門職としての周知活動に努めます。 既存の仕組みや事業では対応できないケースには、新たな社会資源開発を行います。
社会資源の発掘と活用	把握した社会資源を個別支援、地域支援に活かします。	個別課題・地域課題解決のために、地域の中で連携できる人や組織等を把握し、連携協働、及び活用を図ります。
社会資源マップの作成	必要とされる社会資源マップのあり方について検討していきます。	地区福祉協議会が実施する「社会資源マップ作成事業」等を支援します。

〈福祉関係機関との連携強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
地域包括支援センターとの連携	高齢者を包括的に支えるネットワークに主体的に関わります。	連携の強化により、地域包括ケアおよび新地域支援事業の推進を図ります。
地域ケア会議への参画	要支援者及び地域育成のケア会議に参画し、必要なサービス提供を行います。	地域や世帯の抱えるさまざまな課題を地域で解決するために、本人・関係者・専門機関とともに検討・連携・対応に努めます。
福祉関係機関、専門機関との連携	市内福祉関係機関、専門機関と、地域包括ケアシステム構築に向けて連携を図ります。	関係機関との連絡会を組織し、多職種連携の具体化を図ります。

子育て支援関係機関との連携	子育て支援のネットワークに関わり、連携を図ります。	子育て支援関係機関との連携を密にするとともに、地域の団体や子育て関係団体との連携を図ります。
(新) 社会福祉法人との連携	社会福祉法人との連携を図るための方法を検討します。	市内の社会福祉法人と情報共有し、社会貢献活動のあり方を検討していきます。

〈社会福祉協議会の基盤強化〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
役員研修会・職員研修会の実施	役員の理解促進、職員の資質向上のため、研修会を実施します。	役員・職員の社協理解促進、職員の資質向上のために、定期的に研修活動を行います。
経営強化委員会の実施	社協の体制強化を図るため、外部識者による経営強化委員会を実施します。	社協組織・事業の見直し、方向性の決定をしていくために、識者の意見を伺う場を継続していきます。
生活支援会議の充実	ニーズに対して総合的な支援を行うための、生活支援会議を設置します。	係を超えたケース会議を開催することで職員のスキルの向上とともに社協の総合力によるケアシステム構築を図ります。必要に応じて、社協以外の機関などの参加も求めていきます。
会費の充実	一般会費・賛助会費を強化し、地域福祉事業の充実を図ります。	会費の使い方を明確にし、理解と協力を広め、ニーズに合った地域福祉事業を実施していきます。会員のメリットの検討や企業との繋がりを強化し、会員を増やしていきます。
共同募金運動の充実	共同募金運動の充実強化を図り、地域活動を支援します。	助成の仕組みの明確化、福祉課題やニーズを把握し、問題解決につなげる募金運動の充実へと繋げていきます。新規助成事業の実施により地域福祉事業の充実を図ります。

〈地区まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制の確立〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28～32年度)
(新) 地域福祉推進組織検討委員会の設置	地区まちづくり協議会の中での組織のあり方や役割を検討していきます。	委員会を設置し、地域福祉実践者や関係機関と共に、地区まちづくり協議会の中での地区福祉協議会のあり方や役割を検討します。



地域での取り組み

地域福祉を効率的に推進するために、地区まちづくり協議会、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関と協働して地域福祉推進体制の強化をしていくことが大切です。

地域包括ケアシステムの充実に向けて、ふくしあとも連携して、地域の社会資源の発掘・把握に努めましょう。

〈地域包括ケアシステムの充実〉

ふくしあと連携を図り、地域にある社会資源を見直し、不足している社会資源を発掘、開発しましょう。そして、さまざまな社会資源と連携し、地域課題の早期発見・解決につなげていきましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
ふくしあとの連携	地域福祉活動に活用できる社会資源マップを作成し、地域福祉活動に有効利用することを考えましょう。
	例) 社会資源マップづくり、ふくしあとの懇談会

〈福祉関係機関との連携強化〉

地域福祉活動を効率的に推進できる連携システムをつくりましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
福祉関係機関、専門機関との連携	関係機関との連携システムに主体的に関わりましょう。
	例) 関係機関・専門機関との共催事業の開催、地域ケア会議への参画
社会福祉法人との事業連携	社会福祉法人と連携をとり、お互いの事業の協力関係を構築していきましょう。
	例) サロン活動における講師派遣依頼、夏祭り等における相互交流

〈地区まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制の確立〉

地区まちづくり協議会の中での地域福祉推進体制を確立しましょう。

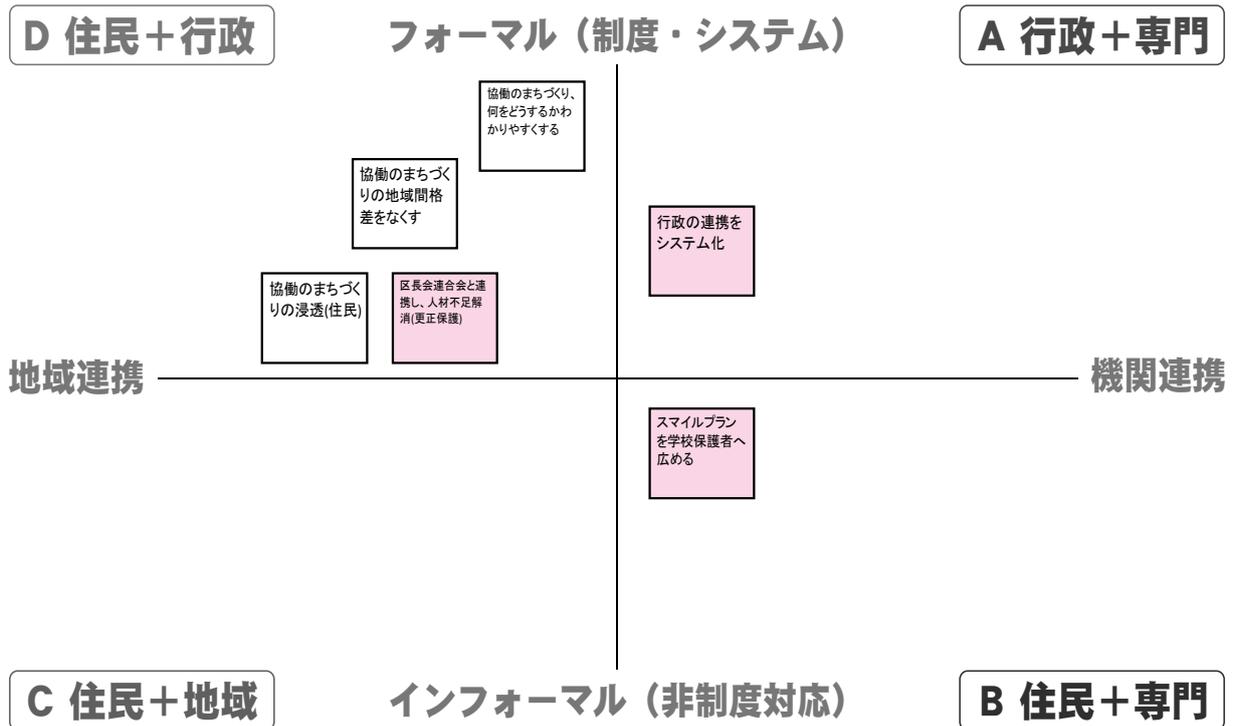
取 り 組 み	活 動 内 容
地区まちづくり協議会の中での 地域福祉推進体制の確立	地区まちづくり協議会の中で地域福祉を推進する目的や役割を確立していきましょう。
	例) 地域福祉推進組織検討委員会、意見交換会

14 地域福祉の推進と評価

● 理念

地域福祉の推進は、より実践的な高次の段階をめざした計画策定と実施でなければなりません。そのために、活動目標や達成課題を明確にし、広く市内全域への呼びかけを通して、地域福祉への理解と協力を拡充していきます。地域における活動の展開を情報として整理し、住民や関係機関・団体の新たな活動につなげていきます。地域福祉事業の財源や組織を前向きに見直しつつ、地域福祉推進組織の強化を図っていきます。評価は、さまざまな取り組みをとおして、地域や活動がどう変わってきたかを客観的に検証し、つぎの目標につなげていくための過程です。取り組みが地域の福祉ニーズに即しているかどうかという見直しの視点、市、社協、地域の役割や連携が十分にとれているかどうかという視点が大切となります。

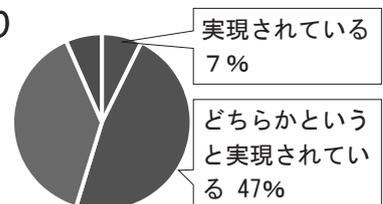
- 施策 ①まちづくり計画の中での地域版地域福祉活動計画の策定
②地域福祉推進・評価体制の確立



〈市民アンケート〉

Q 掛川市は、掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画（スマイルプランかけがわ21）を策定し、「みんなの幸せをつなぐ福祉のまちづくり」に取り組んできました。あなたからみて、掛川市において福祉のまちづくりは実現されていると思いますか。

⇒「実現されている」「どちらかという実現されている」を合わせると、5割強の人が実現されていると答えています。



14 地域福祉の推進と評価

評価方法について

地域福祉計画の評価は、策定に関わってきた地域・行政・社協等の関係者が、評価のための組織をつくり、定期的に課題を点検し、見直しを図っていくことを評価に替えることが一般的です。本計画においても、「地域福祉計画推進（評価）委員会」を設置し、地域・行政・社協が一体となって定期的に計画の検証を行います。

この検証については、最近では重要性、効率性、有効性などを指標化して評価することが主流となっています。項目別に定量的に数値目標を決めて、その達成度を検証する方法ですが、数値化することで課題が明確になる反面で、取り組みの過程や役割の相互関係が見えにくいという欠点もあります。

本計画は行政・社協の指標のみならず、地域福祉における住民の取り組み指針ですので、「取り組みの質や内容」が理解できるように、柔軟な発想で計画達成度を把握し、そのうえで「活動指標」「取り組み指標」などの項目の検討などを行うことが必要です。

「指標等の評価の仕組み」については、「地域福祉計画推進（評価）委員会」がその役割を担いますが、住民の意見を反映しつつ、進捗状況等を整理し、下図内の作業ポイントをふまえて、2段階で実質的な評価作業を行っていくことになります。

地域福祉計画推進（評価）委員会

委員会の作業ポイント

- 住民が求める課題や価値を整理し、目指す目標・事業を具体化する
- 目標や成果の実現状況や過程を的確に把握し、その課題を検証する
- 自立的な改善により目標実現のための取り組みの最適化（見直し）を図る

第2段階評価

地域・行政・社協の協働する共通テーマ（事業）に関して取り組み指標を相互に確認しながら、目標達成年次の課題を明らかにする
（作業ポイント）

- ①地域・行政・社協等に共通する課題の整理
- ②事業等の取り組み指標の計画化
- ③年次計画等の経過的把握を可能とする仕組みづくりの検討

第1段階評価

《地域》

地域ごとに作成する「地域版地域福祉活動計画」に沿って、その取り組み状況を具体的に評価

《行政》

「施策評価・改善制度」を基本に各課の地域福祉関連事業がどのように充実・向上したかを、市民の視点（＝成果）から評価

《社協》

「地域版地域福祉活動計画」の評価を、社協の「地域福祉活動計画」全体の評価に反映させ、事業に関しては年次計画に沿って具体的に評価



市の取り組み

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進と評価を行うためには、まず、現状を正確に把握する必要があります。行政としてできること、やらなければならないことを明確にして、毎年、「掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の評価を行います。そして、評価を行いながら、引き続き、組織運営の視点から財源の確保、ニーズの把握、連携の強化など総合的に計画が実施可能となるよう体制を整えていきます。

〈地区まちづくり計画の中での地域版の地域福祉活動計画の策定〉

重点施策	主管課	事業内容
地域版の地域福祉活動計画の策定	福祉課	地区まちづくり計画を策定する中で、地域版の地域福祉活動計画を盛り込み、地域福祉の更なる推進を図ります。
●関連する事業 【福祉課】地区福祉協議会への支援		

〈地域福祉推進・評価体制の確立〉

重点施策	主管課	事業内容
地域福祉推進・評価体制の確立	福祉課	地域福祉を継続して推進できるように、地域福祉計画推進委員会を通じて、計画の推進と事業の評価を行い事業の遂行を図ります。
●関連する事業 【福祉課】掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催		



地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会



社会福祉協議会の取り組み

地域福祉計画・地域福祉活動計画を指針とした地区ごとの「(地域版)地域福祉活動計画」を地区まちづくりの計画の中で策定できるよう支援し、その計画の推進と評価作業を支援します。

また行政と協働して「計画推進委員会」を設置し、本計画の推進を図るとともに地域福祉計画・地域福祉活動計画を定期的に評価し、地域福祉推進の中核団体としての使命を果たします。

〈地区まちづくり計画の中での地域版の地域福祉活動計画の策定〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
(地域版) 地域福祉活動計画 策定支援事業	地区ごと策定する「(地域版)地域福祉活動計画」策定作業を支援します。	地区まちづくり協議会の計画の中で福祉の計画作りを進めていくよう支援していきます。 地域課題をもとに中・長期目標を立てていくよう各ふくしあCSWが中心となり支援していきます。

〈地域福祉推進・評価体制の確立〉

事業名	事業内容	具体的な取り組み内容(28~32年度)
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画の 推進	計画の市民への普及啓発とともに、行政との連絡調整や計画に沿った社協事業実施を進めます。	全ての住民が計画推進の担い手であるという周知をしていきます。 計画推進の進捗状況が住民に見えるような工夫をしていきます。
計画推進委員会の開催	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を行政と合同で運営します。	行政、社協、地域での計画の進捗状況を確認しながら、有識者から提言をいただき、さらに見直しをかけます。
(地域版) 地域福祉活動計画 評価支援事業	地区ごとに策定した「(地域版)地域福祉活動計画」の評価作業を支援します。	地域の中・長期計画の評価が実施できるよう支援していきます。
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 評価事業	行政・社協の策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を定期的に評価し、事業の充実推進を図ります。	社協全係によるワーキングを実施し、よりの確な評価、見直しをしていきます。 目標や過程、成果の実現状況を的確に把握し、その課題を市と連携し検証をしていきます。



地域での取り組み

地域福祉計画・地域福祉活動計画を指針として、地域ごとのまちづくり計画の中で地域の実情にあった「(地域版)地域福祉活動計画」を策定し、評価・見直しを定期的に行っていきましょう。

〈地区まちづくり計画の中での地域版の地域福祉活動計画の策定〉

地区福祉協議会ごとに地域の実情にあった「(地域版)地域福祉活動計画」を策定しましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
(地域版) 地域福祉活動計画策定事業	地域の実情にあった(地域版)地域福祉活動計画を策定しましょう。 例) 地域の実情にあった地域福祉活動計画の策定 中期目標の設定、目標達成に向けた計画づくり

〈地域福祉推進・評価体制の確立〉

地区まちづくり計画の中で地域版の地域福祉活動計画の見直しと評価を定期的におこない、地域福祉推進を進めましょう。

取 り 組 み	活 動 内 容
(地域版) 地域福祉活動計画推進・評価事業	(地域版)地域福祉活動計画の推進状況の評価しながら、常に地域の実情にあった地域福祉の推進を図りましょう。 (地域版)地域福祉活動計画の推進状況の評価



地区福祉協議会6月代表者会にて
計画進捗状況確認



福祉懇談会
(倉真地区福祉協議会)



福祉懇談会
(第五地区福祉協議会)

資料

掛川市の概況

地域包括ケアシステム

テキストマイニング

計画策定の軌跡

計画推進委員会規程他

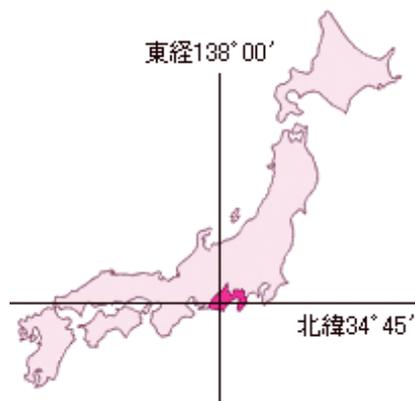
計画推進委員会（策定委員）名簿他



◆掛川市の概況◆

位 置

掛川市は、東経 138° 00'、北緯 34° 45' とほぼ日本の真ん中に位置します。静岡県においては、西部と中部の接するところにあたり、東遠地区の中心的な存在となっています。



面 積

265.63 平方キロメートル(全国第 210 位)
(平成 17 年 4 月 1 日現在)

人 口

117,865 人 (男:58,845 人 女:59,020 人)
(平成 27 年 4 月 1 日現在)



自然風土

掛川市は、北は南アルプス最南端の八高山と大尾山の峰から南は遠州灘まで、雄大な自然が広がり、1 年を通じてアウトドアスポーツやレジャーが十分に楽しめます。また、市内にはこれらの自然を活用した多くの素敵なリゾート施設も生まれています。恵まれた自然を背景に、のびのびと遊びながら、有意義に学ぶ。掛川市は今、まち全体がすばらしいリゾートです。



歴 史

掛川の歴史は、まさに城と街道の歴史。戦国時代には戦略上の重要な拠点として、掛川城、高天神城、横須賀城の 3 つの城が建てられ、多くの武将たちがこの地をめぐる戦いを繰り広げました。また、江戸と京都を結んだ東海道に沿って、掛川・日坂の 2 つの宿場町が栄え、さらに相良と信州を結ぶ「塩の道」の拠点でもありました。城を中心に形成された城下町は、500 年余りに及ぶ歴史を持っています。



産 業

自然と深い関わりの中で、先人たちはお茶や葛をはじめ、さまざまな地場産業を培ってきました。掛川にはお茶やいちご、バラ、葛布、郷土銘菓など、掛川ならではの特産品が数多くあります。

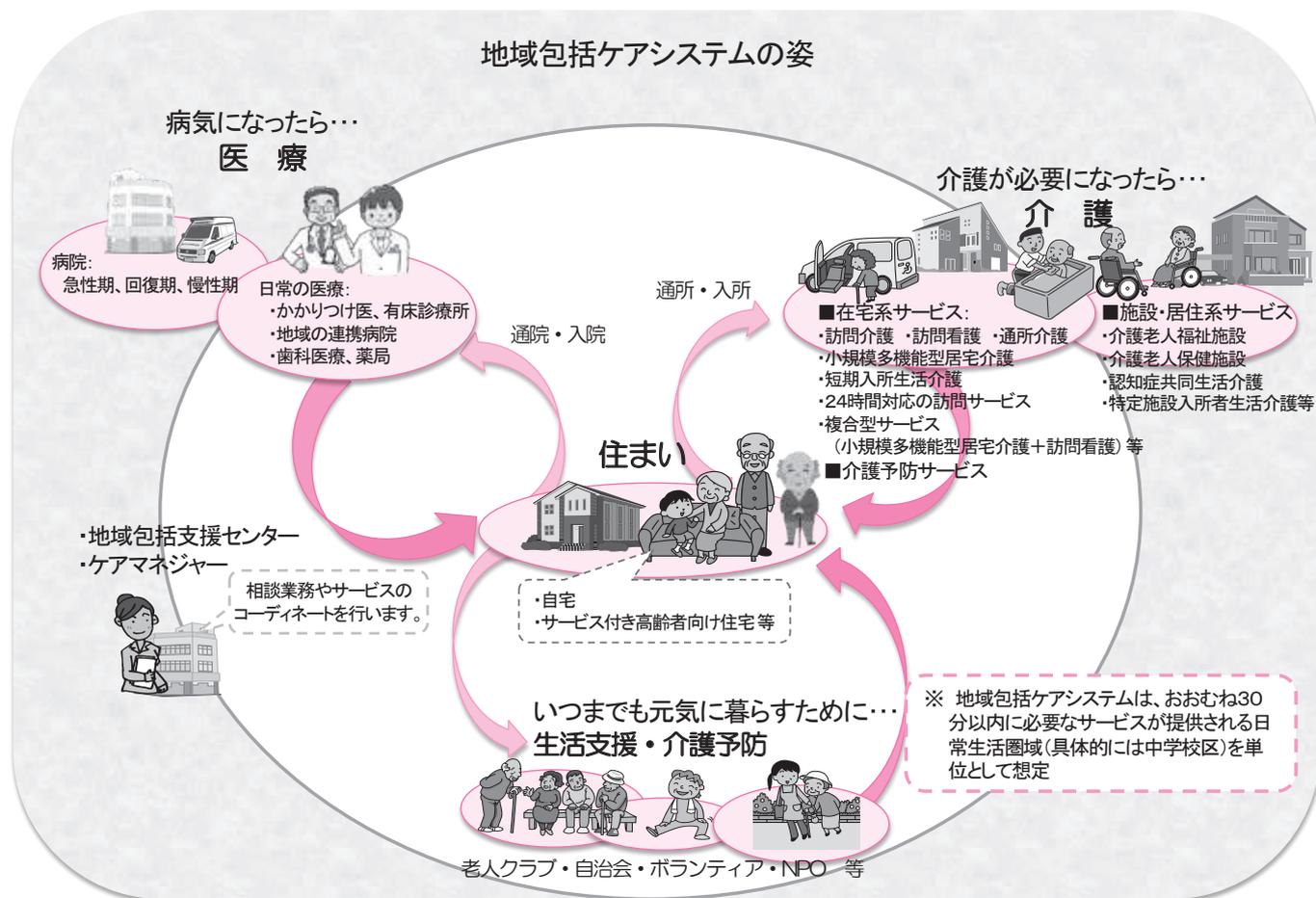
また、掛川は市内を新幹線駅、東名高速道路、国道 1 号などの交通の大動脈が通り、製造品出荷額は 1 兆円を超える、県内屈指の商工業都市として成長を続けています。



◆地域包括ケアシステム◆

掛川市の地域包括ケアシステム

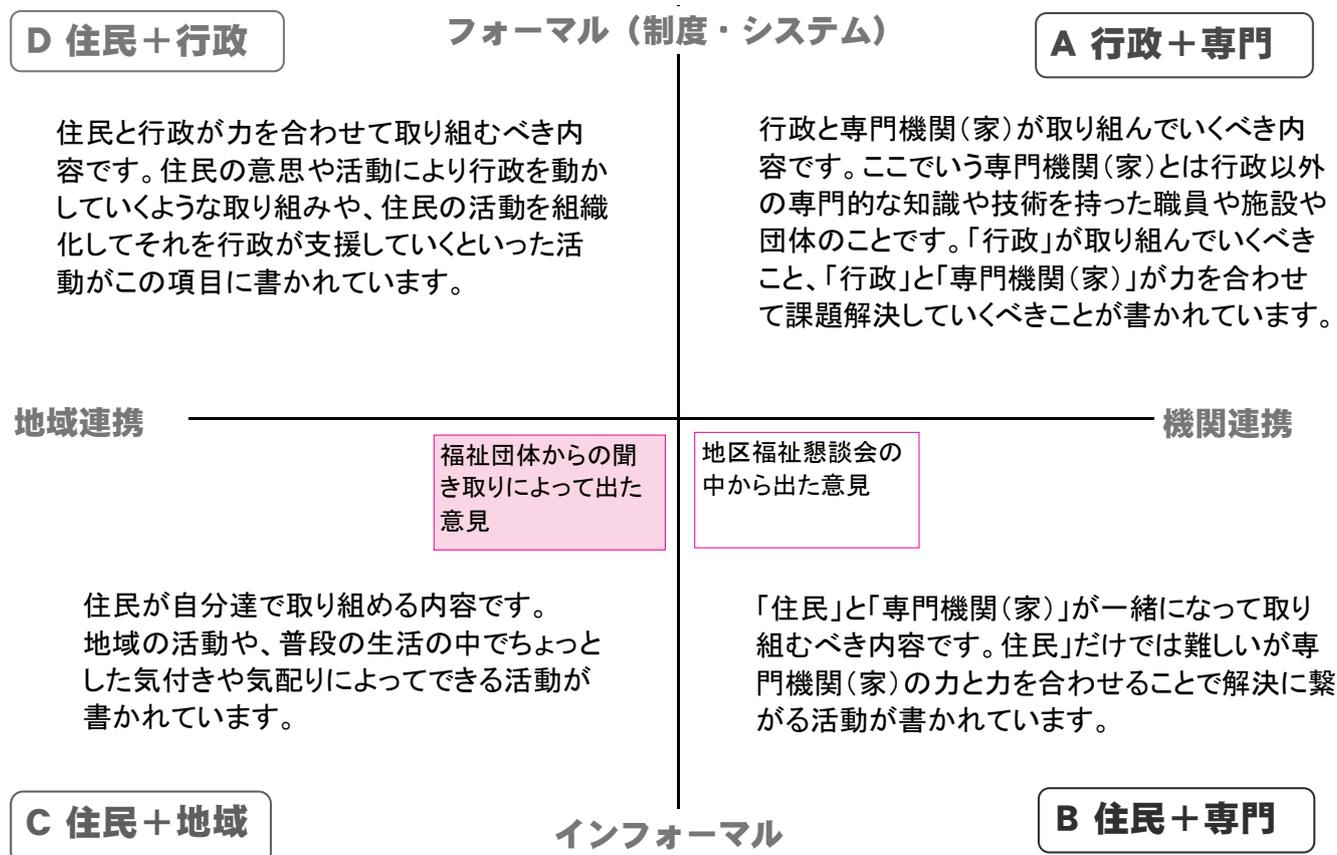
地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、医療や介護などの公的なサービスのみならず、地域活動やボランティアによるサービスなど多様な社会資本を本人が活用できるような地域の支援体制の構築を目指している。



資料

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

◆テキストマイニング◆



◆テキストマイニングの定義

- 大量のテキストデータから、「隠れた」情報や特長、傾向、相関関係を探し出す技術。
- 自由記述されたデータ(情報)を整理したり、加工したりする方法。

◆テキストマイニングの目的

1. データを分類整理し、全体や関連項目ごとにまとめ、その傾向や特長をまとめる。
2. データの中から、重要語やキーワードを抽出し、その出現頻度や同時出現関係等を分析することで全体傾向、重要事項を把握する。
3. データの中から、キラリと光るアイデアや、想定していなかったような斬新な提案をとらえ、これを浮き彫りにする。
4. 誰がどんな事を担っていくのか一目で分かるように整理し、皆が主体的に課題解決に取り組めるようにする。

◆ 計画策定の軌跡 ◆

策定作業の流れ

平成 27 年度策定作業

計画推進（評価）委員会の実施

- 26 年度事業の評価

ニーズ把握調査

- 住民福祉意識調査（アンケート調査）
 - ①20 歳以上の住民 1,500 人を無作為に選んで実施
実施時期／平成 27 年 4 月～5 月
 - ②福祉団体聞き取り・当事者アンケート
聞き取り団体：16 団体（215）人に実施
アンケートのみの団体：25 団体に実施
実施時期／平成 26 年 12 月～平成 27 年 5 月
- 地区福祉懇談会の実施
 - ①市内 33 福祉協議会にて実施
※大洲地区は 9 地区福祉懇談会を実施。
まちづくり協議会立ち上げ準備での
住民アンケートから抽出

現状分析と課題抽出

- 住民福祉意識調査の集計分析
- 地域福祉計画活動状況調べから地域事業洗い出し
- 地区福祉懇談会の課題整理⇒重点課題のポンチ絵作成
- 行政事業、社協事業の洗い出しと事業課題の整理

計画策定作業

- 課題の整理
- 計画案のまとめ（計画の枠組み取りまとめ）

計画案のフィードバック

- 計画案の中間報告、意見聴取
地区福祉協議会連絡会役員会（5 回）
実施期間／平成 27 年 5 月～平成 28 年 1 月
代表者・企画委員長合同会議（全地区）
実施期間／平成 27 年 8 月

最終計画案の取りまとめ

計画の決定

○策定委員会の開催（6 回）

- ① 4 月 24 日（金）
- ② 6 月 22 日（月）
- ③ 8 月 20 日（木）
- ④ 10 月 26 日（月）
- ⑤ 12 月 1 日（火）
- ⑥ 2 月 1 日（月）

実施時期／平成 27 年 4 月～

○作業委員会の開催（7 回）

- ① 2 月 27 日（金）
- ② 4 月 24 日（金）
- ③ 5 月 29 日（金）
- ④ 6 月 22 日（月）
- ⑤ 7 月 31 日（月）
- ⑥ 9 月 25 日（金）
- ⑦ 11 月 16 日（月）

実施時期／平成 27 年 2 月～

○市社協内ワーキング（5 回）

- ① 7 月 3 日（金）
- ② 7 月 30 日（木）
- ③ 8 月 13 日（木）
- ④ 9 月 30 日（水）
- ⑤ 11 月 26 日（木）

実施時期／平成 27 年 7 月～

○事務局会議の開催（36 回）

平成 27 年 2 月～平成 28 年 2 月で
必要に応じて月に 1～3 回開催

※行政「地域福祉計画」
社協「地域福祉活動計画」
合同策定作業

計画推進（評価）委員会の開催

回数	開催日	主な内容
1	平成 23 年 11 月 25 日（金）	平成 22 年度計画推進評価
2	平成 24 年 9 月 25 日（火）	平成 23 年度計画推進評価
3	平成 25 年 9 月 26 日（木）	平成 24 年度計画推進評価
4	平成 26 年 10 月 17 日（金）	平成 25 年度計画推進評価
5	平成 27 年 8 月 20 日（木）	平成 26 年度計画推進評価

ニーズ把握調査結果

市民アンケート

- ①期間 平成 27 年 4 月 9 日～5 月 11 日（最終 5/11）
- ②対象 一般住民 1,500 人
- ③実績 643 人 回収率 42.9%

福祉団体聞き取り、当事者アンケート

- ①期間 平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 5 月 7 日（最終 5/7）
- ②対象 登録団体・福祉団体に調査
- ③実績 聞き取り団体：16 団体（215 人）アンケート回収 93 枚
アンケートのみの団体：25 団体 アンケート回収 31 枚

福祉懇談会

- ①期間 平成 26 年 11 月 6 日～平成 27 年 4 月 25 日
- ②対象 市内 34 地区福祉協議会単位で実施
- ③実績 34 地区 地域参加者 1,174 人 市・社協関係者 194 人
※うち大洲地区は 9 地区福祉懇談会を実施、まちづくり協議会立ち上げ準備での住民アンケートから意見を抽出

策定作業実績

●策定委員会

回数	開催日	主な内容
1	平成27年 4月24日（金）	計画の概要説明 経過説明 今後の作業予定
2	6月22日（月）	ニーズ把握調査報告・分析・意見交換
3	8月20日（木）	26年度評価、計画素案について
4	10月26日（月）	計画策定状況の中間報告
5	12月 1日（火）	計画案のとりまとめ、製本イメージの確認
6	平成28年 2月 1日（月）	計画の最終確認

●作業部会

回数	開催日	主な内容
1	平成27年 2月27日（金）	委嘱状交付 計画の概要説明 今後の作業予定
2	4月24日（金）	計画の概要説明 経過説明 今後の作業予定
3	5月29日（金）	昨年度の実績と評価依頼 経過説明
4	6月22日（月）	ニーズ把握調査報告・分析・意見交換
5	7月31日（金）	計画の方向性について・ポンチ絵について
6	9月25日（金）	計画の推進状況確認・市の事業の洗い出し
7	11月16日（月）	成果と展望、理念、取り組みについて

●社協ワーキング

回数	開催日	主な内容
1	平成27年 7月 3日（金）	事業の洗い出しと26年度評価
2	7月30日（木）	5年間の振り返り、方向性について
3	8月13日（木）	ポンチ絵について
4	9月30日（水）	計画の内容（市・地域・社協の取り組み）
5	11月26日（水）	計画の内容（市・地域・社協の取り組み）

●事務局会議

- ・福祉課、社会福祉協議会による2機関で構成。
- ・36回開催。



(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、掛川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福祉計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 福祉計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 自治会の区長のうちから市長が委嘱する者
- (2) 民生委員児童委員協議会の委員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 地域福祉実践地区連絡会の委員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 地域生涯学習センター連絡協議会の役員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市議会が選出する議員
- (6) 保健、医療又は福祉関係団体を代表する者のうちから市長が委嘱する者
- (7) ボランティア団体を代表する者のうちから市長が委嘱する者
- (8) 障害者団体を代表する者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 老人クラブの理事のうちから市長が委嘱する者
- (10) 掛川市社会福祉協議会の会長
- (11) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条に規定する事項について調査、検討等をさせるため、必要と認めるときは委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 社会福祉法人の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 掛川市社会福祉協議会の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 市の職員のうちから市長が任命する者

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉生活部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に掛川市地域福祉計画策定等委員会規程の廃止（平成19年掛川市訓令甲第8号）による廃止前の掛川市地域福祉計画策定等委員会規程（平成17年掛川市訓令甲第11号）第3条第2項の委員である者は、この規程の施行の日に、第3条第2項の規定により、委員として選任されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

社会福祉法人掛川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会規程



(設置)

第1条 社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を計画的に推進することを目的として掛川市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 活動計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 活動計画の総合的かつ計画的な推進に関する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 自治会の区長のうちから社協会長が委嘱する者
- (2) 民生委員児童委員協議会の委員のうちから社協会長が委嘱する者
- (3) 地域福祉実践地区連絡会の委員のうちから社協会長が委嘱する者
- (4) 地域生涯学習センター連絡協議会の役員のうちから社協会長が委嘱する者
- (5) 市議会が選出する議員
- (6) 保健、医療又は福祉関係団体を代表する者のうちから社協会長が委嘱する者
- (7) ボランティア団体を代表する者のうちから社協会長が委嘱する者
- (8) 障害者団体を代表する者のうちから社協会長が委嘱する者
- (9) 老人クラブの理事のうちから社協会長が委嘱する者
- (10) 市の職員のうちから社協会長が委嘱する者

(11) その他社協会長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条に規定する事項について調査、検討等をさせるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 社会福祉法人の職員のうちから社協会長が委嘱する者
- (2) 市の職員のうちから社協会長が委嘱する者
- (3) 社協の職員のうちから社協会長が任命する者

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協本所において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する

2 この規程の施行の際、現に社会福祉法人掛川市社会福祉協議会活動計画策定等委員会規程の廃止による廃止前の社会福祉法人掛川市社会福祉協議会活動計画策定等委員会規程第3条第2項の委員である者は、この規程の施行の日に、第3条第2項の規定により、委員として選任されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

◆策定委員名簿等◆

【アドバイザー】

愛知教育大学 名誉教授	増田 樹郎
-------------	-------

【掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿】

	関係機関（団体）名・役職名		氏名
1	会長	掛川市区長会連合会会長	中村 隆哉
2	副会長	掛川市地区福祉協議会連絡会会長	赤堀 博
3	委員	掛川市民生委員児童委員協議会副会長	山崎 昇吉郎
4	委員	掛川市主任児童委員代表	鶴田 久子
5	委員	掛川市地域生涯学習センター連絡協議会会長	神崎 吾朗
6	委員	掛川市地区福祉協議会連絡会副会長	遠山 弥一郎
7	委員	掛川市議会文教厚生委員長	草賀 章吉
8	委員	小笠医師会副会長	中島 洋
9	委員	掛川市在宅介護者の会会長	平岩 正至
10	委員	掛川市ボランティア連絡協議会副会長	神谷 正二
11	委員	掛川市身体障害者福祉協会会長	水島 武雄
12	委員	掛川市手をつなぐ育成会会長	高木 敏男
13	委員	掛川・小笠地区精神保健福祉会ひまわり会会長	桑原 保雄
14	委員	掛川市シニアクラブ連合会副会長兼女性部長	細川 勝美
15	委員	掛川市社会福祉協議会会長	小里 務
16	委員	健康福祉部長	齋藤 善久
17	委員	こども希望部長	高川 佳都夫
18	委員	福祉課長	戸田 誠
19	委員	高齢者支援課長	深谷 富彦
20	委員	保健予防課長	榛葉 貴昭
21	委員	地域医療推進課長	平野 功一
22	委員	こども希望課長	松下 きみ子
23	委員	生涯学習協働推進課長	大石 良治

【計画推進作業部会 委員名簿】

	所属・職名	氏名
1	危機管理課 危機対策係	山田 光宏
2	生涯学習協働推進課 協働推進係	都築 良樹
3	生涯学習協働推進課 自治活動支援係	松永 努
4	高齢者支援課 高齢者政策係	柴田 忠義
5	高齢者支援課 予防支援係	太田 光昭
6	保健予防課 母子保健係	松永 都
7	保健予防課 成人保健係	原田 知子
8	地域医療推進課 地域医療推進係	松永 真也
9	地域医療推進課 東部ふくしあ	田中 志のぶ
10	こども希望課 こども育成係	杉村 正之
11	こども希望課 こども家庭係	平川 歩
12	福祉課 障害者福祉係	三浦 謙二

【事務局】

	所属・職名	氏名
1	福祉課 課長	戸田 誠
2	福祉課 社会福祉係長	水野 正幸
3	掛川市社会福祉協議会 事務局長	寺田 雅志
4	掛川市社会福祉協議会 事務局次長	松井 洋治
5	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係長	児玉 恭子
6	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係	森 克之
7	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係	黒柳 涼
8	掛川市社会福祉協議会 地域福祉係	岩瀬 亘平



あとがき

(私事ながら) およそ 10 年にわたって本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画(「計画等」と略す。)の策定にかかわってきました。

11 年目の節目は、地域包括ケアの時代にさしかかりました。本市は、全国の先駆けとして、地域包括ケアのモデル事業を受け、その具体策を構想しました。「ふくしあ」のアイデアも、ユニークなワンストップサービス拠点として先鞭をつけました。すでに「希望の丘」も完成し、医療・保健・介護・福祉そして教育の連携拠点が稼働しています。関係者に共通する抱負は、一様に「地域貢献」です。設立当初から地域に開かれた活動・実践をプログラム化していくという試みは、近未来に多くの可能性を拓いていくことになるでしょう。

市社会福祉協議会もまた、この 10 年は大きな節目でもありました。介護保険事業が制度化されて以降、全国の大半の社協は、事業体としてこれを組み込んでいくことに腐心しました。事業体化することで、従来の懸案であった経営・運営の安定化を図るねらいもあったからです。しかし、こうした方向は諸刃の剣でした。限られた体制では、住民の地域活動の基盤を整え、これを支援すること(運動体)が手薄となっていきました。社協が住民や福祉諸団体による協議体でもあったとすれば、こうした運動体としての基盤や特性を強化することなしに社協の存在感、市民の信頼感を醸成することができないからです。

市社協は、こうした状況を的確に認識し、これまでの事業を省みつつ、「社協の発展強化策」つまりは本市における地域福祉の実効策を真摯に検討し、これを計画や実践に盛り込んできました。地区福祉協議会を強化・支援する一方で、ふくしあにコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)を配置し、支援困難事例に対応する地域生活支援会議を設けました。社協本来の総合相談能力が発揮される態勢が整ってきたと言えるでしょう。

地域を軸とした構想としては、「地区まちづくり協議会」を挙げることができます。従来は、課題別に組織・団体を構成し、協議体やネットワークを配置する手法が主流でした。これに対し、住民・地域が主体となり、地域の計画をつくり、活動のシステムを考え、官でも民でもない新たな「協働」の場と機会を整えようとしています。これが定着すれば、地域福祉を拓く「鍵」を住民・地域に委ねていく豊かな試みになっていくことでしょう。

行政と社協そして新たな地域の組織が三位一体的に取り組むべき課題は、山積しています。前述した新たなビジョンやアイデアを、盤石の施策や事業・取り組みとしていくために、本計画のこれからの 5 年間において、第一次・第二次の 10 年間とは全く質の異なる「参加型ガバナンス」(住民参加、地域協働など)が始まるという過言ではありません。

地域福祉の先駆的な活動拠点として、本市の計画等が「いのちを迎える力」と「いのちを支える力」を育むことに大きく寄与していくならば、これにすぐる期待はないと言えるでしょう。

策定アドバイザー 愛知教育大学 増田 樹郎

 編集・発行

平成28年3月

・掛川市健康福祉部福祉課

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

・社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会

静岡県掛川市掛川910番地の1





スマイルプランかけがわ21 第三次

掛 川 市 地 域 福 祉 計 画
掛川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画